

# 中華人民共和國民事訴訟法（改正）

2013年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)  
北京事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 中華人民共和国主席令

第五十九号

『全国人民代表大会常務委員会、「中華人民共和国民事訴訟法」の改正に関する決定』による改正は中華人民共和国第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 28 回会議において、2012 年 8 月 31 日に採択され、ここに公布し、2013 年 1 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2012 年 8 月 31 日

新華社北京 8 月 31 日電

### 全国人民代表大会常務委員会

#### 「中華人民共和国民事訴訟法」の改正に関する決定

(2012 年 8 月 31 日第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 28 回会議により採択)

第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 28 回会議は「中華人民共和国民事訴訟法」に対し以下の改正を決定した。

一、第十三条に一項を加え、第一項、「民事訴訟では誠実信用の原則を遵守しなければならない。」とする。

二、第十四条を次のように改正する。「人民検察院は、民事訴訟に対して法律監督を行う権限を有する。」

三、第十六条を削除する。

四、第二十五条を改め第三十四条とし、次のように改正する。「契約又はその他の財産権益紛争の当事者は書面による合意において被告の住所地、契約の履行地、契約の締結地、原告の住所地、目的物の所在地など紛争と実際に関係する場所を管轄する人民法院を選択することができる。但し、この法律の審級管轄及び専属管轄についての規定に違反してはならない。」

五、一条を加え、第二十六条とし、「会社設立、株主資格確認、利益分配、解散等の紛争について提起される訴訟は、会社所在地の人民法院が管轄する。」とする。

六、第三十八条を改め第二百二十七条とし、一項を加え、第二項とし、「当事者が管轄異議を提出せずに応訴答弁をしている場合には、訴訟を受けた人民法院に管轄権を有するものとみなす。但し、級別管轄と専属管轄の規定に違反する場合を除く。」とする。

七、第三十九条を改め第三十八条とし、第一項を次のように改正する。「上級人民法院は、下級の人民法院が管轄する第一審の民事事件を審理する権限を有する。当該法院が管轄する第一審の民事事件を下級の人民法院に委ねて審理させる明らかな必要がある場合には、その上級の人民法院の承認を得なければならない。」

八、第四十五条を改め第四十四条とし、次のように改正する。「裁判人員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、自ら回避しなければならないが、当事者は口頭又は書面によって該当事者の忌避を申し立てる権利を有する。

一 当該事件の当事者であり、又は当事者若しくは訴訟代理人の近親者であるとき。

二 当該事件と利害関係を有する者であるとき。

三 当該事件の当事者、訴訟代理人とその他の関係を有し、事件の公正な審理に影響を及ぼすおそれのあるとき。

2 裁判人員が当事者、訴訟代理人の接待、贈り物を受け、又は規定に違反して当事者、訴訟代理人と面会した場合、当事者は該当者の忌避を請求する権利を有する。

3 裁判人員に前項規定の行為がある場合、法により法的責任を追及しなければならない。

4 前三項の規定は書記官、通訳・翻訳者、鑑定人及び検証人に適用する。」

九、一条を加え、第五十五条とし、「環境汚染、多数の消費者の適法な権益の侵害等の社会公共利益を損なう行為に対しては、法律が規定する機関及び関係組織は人民法院に訴訟を提起することができる。」とする。

十、第五十六条に一項を加え、第三項、「前二項規定の第三者が本人の責に帰さない事由のために訴訟に参加しなかったものの、法的効力が生じた判決、裁定、調解書の一部又は全部の内容に誤りがあってその民事権益が侵害されることを証明する証拠がある場合、その民事権益侵害を受けたことを知り、又は知ることができた日から六月以内に、その判決、裁定、調解書を下した人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院の審理を経て、訴訟請求が成り立つ場合、原判決、原裁定、原調解書の変更又は取消を行わなければならない。訴訟請求が成り立たない場合、訴訟請求は却下される。」とする。

十一、第五十八条の第二項を次のように改正する。「以下の者は訴訟代理人として委任されることができる。一 弁護士、基層法律サービス従事者。二 当事者の近親者又は従業員。

三 当事者所在の社区、単位及び関係ある社会団体が推薦する公民。」

十二、第六十三条を次のように改正する。「証拠には、次の各号に掲げるものが含まれる。

- 一 当事者の陳述
- 二 書証
- 三 物証
- 四 視聴覚資料
- 五 電子データ
- 六 証人の証言
- 七 鑑定意見
- 八 検証記録

2 証拠は、証拠調べを経て真実であることを確かめたものに限り、事実認定の根拠とすることができる。」

併せて第二百二十四条、第七十一条の「鑑定結論」を「鑑定意見」に改正する。

十三、二条を加え、以下のとおり第六十五条、第六十六条とする。

「第六十五条 当事者は自らが行った主張については適時に証拠を提供しなければならない。

2 人民法院は当事者の主張と事件審理の状況に基づき、当事者が提供すべき証拠及びその期限を確定する。当事者はその期限までに証拠提出が明らかに困難な場合、人民法院に期限の延長を申請することができ、人民法院は当事者の申請に基づき相応に延長する。当事者が期限までに証拠を提供しない場合、人民法院はその理由を説明するように命令しなければならない。理由の説明を拒否し、又は理由が成立しない場合、人民法院は状況に応じてその証拠を不採用とする、又はその証拠を採用した上で訓戒、過料に処することができる。」

「第六十六条 人民法院は当事者提出の証拠資料を受け取った後、受領書を発行し、そこには証拠名、ページ数、部数、原本又は写し、及び受領日時を明記し、その取扱者が署名又は押印しなければならない。」

十四、第六十七条を改め第六十九条とし、次のように改正する。「法の定める手続を経て公証証明された法律事実及び文書については、人民法院は、事実を認定する証拠として認めなければならない。但し、公証証明を覆すに足る反証のある場合は、この限りでない。」

十五、第七十条を改め三条とし、第七十二条、第七十三条、第七十四条とし、次のように改正する。

「第七十二条 事件の状況を知る単位及び個人は、いずれも出廷して証言する義務を有する。関係単位の責任者は、証人が証言することを支持しなければならない。

2 意思を正確に表示することができない者は、証言することができない。」

「第七十三条 人民法院の通知を受ければ、証人は出廷して証言しなければならない。次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院の許可を得て、書面による証言、視聴覚情報伝達技術又は視聴覚資料等の方法をもって証言することができる。

- 一 健康上の理由により出廷できない場合。
- 二 遠隔地にあつて交通が不便なため出廷できない場合。
- 三 自然災害等の不可抗力により出廷できない場合。
- 四 その他正当な理由により出廷できない場合。」

「第七十四条 証人が出廷・証言義務を履行するために支出した交通費、宿泊費、食費等必要な経費、及び休業補償は、敗訴当事者が負担しなければならない。当事者が証人を申請した場合には、当該当事者が先に立替え払いをし、当事者の申請ではなく人民法院の通知を受けて証人が証言する場合には、人民法院が先に立替え払いする。」

併せて第六十二条の「意志」を「意思」に改正する。

十六、第七十二条を改め三条とし、第七十六条、第七十七条、第七十八条とし、次のように改正する。

「第七十六条 当事者は、事実調べにおける専門的問題について、人民法院に鑑定を申請することができる。当事者が鑑定を申請する場合、当事者双方が協議のうえ資格を有する鑑定人を確定する。協議が成立しない場合には、人民法院が指定する。

2 当事者が鑑定を申請していない場合であっても人民法院が専門的問題について鑑定が必要と認めた場合には、資格を有する鑑定人に鑑定を委託しなければならない。」

「第七十七条 鑑定人は、鑑定をするのに必要なすべての事件資料を調査する権限を有し、必要な場合は当事者、証人を尋問することができる。

2 鑑定人は書面による鑑定意見を提出し、鑑定書に署名又は押印しなければならない。」

「第七十八条 当事者が鑑定意見に対して異議を申立て、又は人民法院が鑑定人の出廷が必要と認めた場合には、鑑定人は出廷して証言しなければならない。人民法院の通知があるにもかかわらず鑑定人が出廷・証言を拒む場合には、当該鑑定意見を事実認定の根拠にしてはならない。鑑定費用を支払った当事者は鑑定費用の返還を請求することができる。」

一条を加え、第七十九条とし、「当事者は、人民法院に対し、専門知識のある者に出廷を通知し、鑑定人が提出した鑑定意見又は専門的問題について意見を提出するように申請することができる。」とする。

十七、第七十四条を改め第八十一条とし、次のように改正する。「証拠が滅失、又はその後において取得するのが困難となるおそれのある場合には、当事者は訴訟手続中に人民法院に対して証拠保全の申立てを行うことができ、人民法院も自発的に保全措置を講ずることができる。

2 緊急の状況により、証拠が滅失、又はその後において取得するのが困難となるおそれのある場合には、利害関係人は訴えを提起するか又は仲裁を申し立てる前に、証拠所在地、被申請人住所地又は事件の管轄権を有する人民法院に対して証拠保全の申立てをすることができる。

3 証拠保全のその他の手続については、第九章保全の関連規定を参照適用する。」

十八、第七十九条を改め第八十六条とし、次のように改正する。「送達を受けるべき者又は

その者と同居する成人の家族が訴訟文書の受領を拒絶した場合には、送達人は関係基層組織又は所属する単位の代表者に現場に立ち会うように要請し、状況を説明し、送達受領証に受領拒絶事由と年月日を明記し、送達人及び証人が署名又は押印し、訴訟文書を送達を受けるべき者の住所に差し置くことができる。訴訟文書を送達を受けるべき者の住所に差し置き、写真（画像）、ビデオ撮影（映像）の方法で送達の過程を記録することができ、この場合送達されたものとみなす。」

一条を加え、第八十七条とし、「人民法院は、送達を受けるべき者の同意を経て、ファクシミリ、電子メール等の送達を受けるべき者の受領が確認できる方式によって訴訟文書の送達を行うことができる。但し、判決書、裁定書、調解書は除く。

2 前項の方法によって送達する場合、ファクシミリ、電子メール等、送達を受けるべき者の特定システムへの到達日を送達日とする。」とする。

十九、第八十二条を改め第九十条とし、次のように改正する。「送達を受けるべき者が拘禁されている場合には、その者の所在する拘禁場所を通じて交付する。

2 送達を受けるべき者が強制的教育措置を受けている場合には、その者の所在する強制教育機関を通じて交付する。」

併せて第二十三条第三号を次のように改正する。「三 強制的教育措置を受けている者に対する訴訟。」

二十、第九章の章名、第九十六条、第九十九条、第四百十条、第二百五十六条中の「財産保全」を「保全」に改正する。

二十一、第九十二条を改め第百条とし、次のように改正する。「人民法院は、当事者の一方の行為又はその他の事由により、判決の執行が困難となる、又は当事者にその他の損害を生じさせるおそれのある事件については、相手方当事者の申立てに基づき、財産に対する保全を行うこと、又は一定行為を行うこと若しくは一定の行為を禁止することを命令する旨を裁定することができる。当事者が申立てを提出していない場合において、人民法院は必要に応じて保全措置を講じる旨を裁定することができる。

2 人民法院が保全措置を講じる場合には、申立人に担保の提供を命ずることができる。申立人が担保を提供しない場合には、申立ての却下を裁定することができる。

3 人民法院は申立ての受理後、緊急の状況であるものについては、四十八時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講ずる旨を裁定した場合には、直ちに執行を開始しなければならない。」

二十二、第九十三条を改め第百一条とし、次のように改正する。「利害関係人は、緊急の状況により直ちに保全の申立てをしなければ、その者の適法な權益につき補填することが困難な損害を受けるおそれがある場合には、訴訟の提起又は仲裁の申立て前に、被保全財産の所在地、被申立人住所地又は事件の管轄権を有する人民法院に対して保全措置の採用を申し立てることができる。申立人は担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合には、申立ての却下を裁定する。

2 人民法院が申立てを受けた後、四十八時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講ずる旨を裁定した場合には、直ちに執行を開始しなければならない。

3 人民法院が保全措置を講じてから三十日以内に、申立人が法律に基づいて訴訟提起又は仲裁申立てをしない場合には、人民法院は保全を解除しなければならない。」

二十三、第九十四条を改め二条とし、第百二条、第百三条とし、次のように改正する。

「第百二条 保全は、請求の範囲内又は当該事件に関係する財物に限る。

第百三条 財産保全は、封印、差押え、凍結又は法律の定めるその他の方法を講ずる。人民法院は財産を保全した後、財産を保全された者に直ちに通知しなければならない。

2 財産が既に封印され、又は凍結されている場合には、重複して封印し、又は凍結してはならない。」

第九十五条を改め第百四条とし、次のように改正する。「財産紛争事件につき被申立人が担保を提供した場合には、人民法院は、保全解除を裁定しなければならない。」

二十四、二条を加え、第百一十二条、第百一十三条とする。

「第百一十二条 当事者が悪意によって結託し、訴訟、調解等の方式によって、他人の適法的権益の侵害を図る場合には、人民法院はその請求を却下し、且つその情状の軽重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及しなければならない。」

第百一十三条 被執行者が他者と悪意により結託し、訴訟、仲裁、調解等の方式によって、法律文書で確定した履行義務を免れようとする場合、人民法院はその情状の軽重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及しなければならない。」

二十五、第百三条を改め第百十四条とし、第一項第二号を次のように改正する。「二 関係のある単位が人民法院による執行協力通知書を受領後、財産に関する調査・照会への協力、差押、凍結、振替、換価を拒絶する行為。」

第百四条を第百十五条とし、第一項を次のように改正する。「個人に対する過料の金額は、十万人民币元以下とする。単位に対する過料の金額は、五万人民币元以上百万人民币元以下とする。」

二十六、第百十条を改め第百二十一条とし、第一号を改め二号とし、第一号、第二号を作成し、次のように改正する。

「一 原告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法、法人又はその他の組織の名称、住所及び代表者又は主たる責任者の氏名、役職、連絡方法。

二 被告の氏名、性別、勤務先、住所等の情報、法人又はその他の組織の名称、住所等の情報。」

第百一十三条を改め第百二十五条とし、次のように改正する。「人民法院は立件の日から五日以内に訴状の副本を被告に送付しなければならない。被告は受領した日から十五日以内に答弁書を提出しなければならない。答弁書には被告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法、法人又はその他の組織の名称、住所及び代表者又は主たる責任者の氏名、役職、連絡方法を明記しなければならない。人民法院は答弁書を受領した日から五日以内に答弁書の副本を原告に送付しなければならない。」

2 被告が答弁書を提出しない場合にも、人民法院の審理に影響を及ぼすことはない。」

二十七、一条を加え、第百二十二条とし、「当事者が人民法院に訴えを提起した民事紛争について、調解に適する場合には、先に調解を行うものとする。但し、当事者が調解を拒んだ場合はこの限りでない。」とする。

二十八、第百十一条を改め第百二十四条とし、その中の「人民法院は本法律第百八条の提訴については、必ず受理する。以下の提訴については状況に応じてそれぞれ処理する。」を次のように改正する「人民法院は次の各号に掲げる訴えの提起については、それぞれ状況に応じて処理する。」

第二号を以下のように改正する。「二 法律の規定により、当事者双方が書面仲裁で仲裁申立てに合意し、人民法院に訴えを提起してはならない場合、仲裁機関に仲裁を申し立てるよう原告に告知する。」

第五号を以下のように改正する「五 判決、裁定、調解書が既に法的効力が生じている事件について、当事者が再度訴えを提起した場合、再審を申立てるよう原告に告知する。但し、人民法院が訴えの取下げを許可した裁定を除く。」

二十九、第十二条を改め第二十三条とし、次のように改正する。「人民法院は、当事者が法律の規定に基づき訴えを提起する権利を保障しなければならない。第十九条に適合する訴えの提起については、受理しなければならない。訴えの提起に係わる要件に適合する場合には、七日以内に立件し、且つ当事者に通知しなければならない。訴えの提起に係わる要件に適合しない場合には、七日以内に裁定書を作成し、受理しない。原告は、裁定に不服がある場合には、上訴を提起できる。」

三十、一条を加え、第三十三条とし、「人民法院は、受理した事件につき、状況に応じて以下の処理を行う。

一 当事者に争いがなく、督促手続規定の要件に適合する場合には、督促手続に入ることができる。

二 開廷前に調解できる場合、調解方式を採用して速やかに紛争を解決する。

三 事件の状況に基づき、簡易手続又は通常手続の適用を確定する。

四 開廷審理が必要な場合、当事者への証拠交換等の要求を通じて争点を明確にする。」とする。

三十一、第二十四条を改め第三十八条とし、第三号を次のように改正する。「三 書証、物証、視聴覚資料及び電子データの提示」

三十二、第三十八条を改め第五十二条とし、第一号中の「判決書には明記しなければならない。」を次のように改正する。「判決書には判決結果と当該判決の理由を明記しなければならない。判決書には次の各号に掲げる事項が含まれる。」

第一項第二号を次のように改正する。「二 判決で認定した事実及びその理由、適用した法律及びその理由。」

三十三、第四十条を改め第五十四条とし、第一項第九号を次のように改正する。「九 仲裁判断を取り消し、又は執行しないとき。」

第二項を次のように改正する。「前項第一号から第三号までの定めに係る裁定については、上訴することができる。」

第三項を次のように改正する。「裁定書には裁定結果とその裁定の理由を明記しなければならない。裁定書は、裁判人員と書記官が署名し、人民法院の印章を押印する。口頭による裁定の場合には、記録に記入する。」

三十四、一条を加え、第五十六条とし、「公衆は法的効力が生じた判決書、裁定書を閲覧することができる。但し、国家機密、営業秘密及びプライバシーに関する内容はこの限りでない。」とする。

三十五、第四十二条を改め第五十七条とし、一項を加え、「第二項 基層人民法院及びその派出法廷が前項規定外の民事事件を審理する場合は、当事者双方の合意によっても、簡易手続を適用できる。」とする。

三十六、第四十四条を改め第五十九条とし、次のように改正する。「基層人民法院及びその派出法廷は、簡単な民事事件を審理する場合には、簡便な方法をもって、当事者と証人を召喚し、訴訟文書を送達し、事件を審理することができる。但し、当事者に意見陳述の権利を保障しなければならない。」

三十七、一条を加え、第六十二条とし、「基層人民法院及びその派出法廷による審理が、第五十七条第一項所定の簡単な民事事件に適合し、訴訟価額が各省、自治区、直轄市前年度の就業者年平均賃金の百分の三十以下の場合、一審終審で行う。」とする。

三十八、一条を加え、第六十三条とし、「人民法院の審理過程において、事件が簡易手続適用に相応しくないことが判明した場合、通常手続への変更を裁定する。」とする。

三十九、第五十二条を改め第六十九条とし、第一項を次のように改正する。「第二審の

人民法院は、上訴事件については、合議体を構成し、開廷審理を行われなければならない。記録の閲覧及び調査並びに当事者への尋問を経て、新たな事実、証拠又は理由が提出されず、合議体が、開廷審理を行う必要がないと認めるときは、開廷審理を行わなくてもよい。」

四十、第百五十三条を改め第百七十条とし、次のように改正する。「第二審の人民法院は上訴事件について、審理の上、次の各号に掲げる状況に応じてそれぞれ処理する。

- 一 原判決、原裁定の事実の認定が明らかであり、法律の適用が正確である場合には、判決、裁定をもって上訴を棄却し、原判決、原裁定を維持する。
- 二 原判決、原裁定の事実の認定に誤りがある、又は法律の適用に誤りがある場合には、判決、裁定をもって、法に基づいて改めて判決し、変更又は取消を行う。
- 三 原判決の認定した基本事実が明らかでない場合、原判決の取消を裁定し、原審の人民法院に差し戻して審理させ、又は事実を調査して明らかにした後に原判決を変更する。
- 四 原判決が、当事者の遺漏があり、又は不法な欠席判決等法定手続に著しく違反している場合には、原判決の取消を裁定し、原審の人民法院に差し戻して審理させる。

2 原審の人民法院が差戻審理の事件に対して判決した後、当事者が上訴した場合、第二審の人民法院は再び差戻審理としてはならない。」

四十一、第百六十条を改め第百七十七条とし、次のように改正する。「人民法院が、選挙人資格事件、失踪宣告又は死亡宣告事件、公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力認定事件、無主財産認定事件、調解合意確認事件、担保権実行事件を審理する場合には、この章の規定を適用する。この章に規定していないものは、この法律その他の法律の関係規定を適用する。」

四十二、第十五章第五節の後に二節を加え、第六節、第七節とする。

#### 「第六節 調解合意確認事件

第九十四条 調解合意の司法確認を申し立てる場合には、双方当事者は、人民調解法等の法律に基づき、調解合意の効力が生じた日から三十日以内に、共同で調解組織所在地の基層人民法院に提出する。

第九十五条 人民法院は、申立ての受理後に審査を行い、法律規定に適合する場合には、調解合意が有効である旨を裁定する。一方当事者が履行を拒否し又はすべて履行を行わない場合には、相手方当事者は人民法院に対して執行の申立てができる。法律規定に適合していない場合には、申立ての却下を裁定し、当事者は調解の方法により、調解合意の変更又は新たな調解合意を締結することができ、人民法院に訴えを提起することもできる。

#### 第七節 担保物権実行事件

第九十六条 担保物権実行の申立ては、担保物権者その他担保物権実行を請求する権利者が物権法等の法律に基づき、担保財産の所在地又は担保物権登記地の基層人民法院に提出する。

第九十七条 人民法院は申立てを受理した後に審査を行い、法律規定に適合している場合には、担保財産の競売、換価を裁定する。当事者はその裁定に基づいて人民法院に執行を申し立てることができる。法律規定に適合しない場合には、申立ての却下を裁定し、当事者は人民法院に訴えを提起することができる。」とする。

四十三、第百七十八条を改め第百九十九条とし、次のように改正する。「当事者は、既に法的効力が生じた判決、裁定について誤りがあると認める場合には、直近上級の人民法院に再審を申し立てることができる。一方当事者の人数が多い事件又は当事者双方が公民である事件については、原審の人民法院に再審を申し立てることもできる。当事者が再審を申し立てた場合、判決、裁定の執行は停止しない。」

四十四、第百七十九条を改め第二百条とし、第一項第五号を次のように改正する。「五 事



件の審理に必要な主たる証拠につき、当事者が客観的な理由により自ら収集することができず、書面により人民法院に調査・収集するよう申し立てた場合において、人民法院が調査・収集を行わなかった場合。」

第一項第七号を削除。

第二項を第十三号とし、次のように改正する。「十三 裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私利を図る行為、法律を枉げて裁判する行為があった場合。」

四十五、第八十一条を改め第二百四条とし、次のように改正する。「人民法院は再審の申立書を受け取った日から三月以内に審査し、この法律の規定に適合した場合は再審の裁定を下さなければならない。この法律の規定に適合していない場合は、申立て棄却の裁定を下す。特別な事情により延長する必要がある場合は、当該人民法院の院長がこれを許可する。

2 当事者の申立てにより再審の裁定が下された事件は、中級人民法院以上の人民法院が審理する。但し、当事者が第九十九条の規定に基づいて基層人民法院を選択して再審を申し立てる場合はこの限りでない。最高人民法院又は高級人民法院が再審の裁定を下した事件については、当該人民法院が自ら再審を行い、又はその他の人民法院に引渡して再審を行わせることができ、また原審の人民法院に差し戻して再審を行わせることもできる。」

四十六、第八十二条を改め第二百一条とする。第七十七条、第八十三条、第八十五条、第八十九条を第九十八条、第二百二条、第二百六条、第二百十二条とし、次のように改正する。

「第九十八条 各級の人民法院の院長は、既に法的効力が生じた当該法院の判決、裁定、調解書について、明らかな誤りがあり、再審の必要があると認めた場合には、裁判委員会に提出し、討論の上決定しなければならない。

2 最高人民法院は、既に法的効力が生じた地方の各級人民法院の判決、裁定、調解書について、また上級の人民法院は、既に法的効力を生じた下級の人民法院の判決、裁定、調解書について、明らかな誤りのあることを発見した場合には、それぞれ再審し、又は下級の人民法院に再審を命ずる権限を有する。

第二百二条 当事者は、既に法的効力が生じた婚姻関係解除の判決、調解書については、再審を申し立てることができない。

第二百六条 裁判監督手続に基づいて再審を決定した事件については、原判決、原裁定、原調解書の執行を中止する旨の裁定をする。但し、尊属扶養費、配偶者扶養費、卑属扶養費、補償金、医療費用、労働報酬等の支払い督促の事件については、執行を中止しないことができる。

第二百十二条 人民検察院が、人民法院の判決、裁定、調解書に対して抗訴の提出を決定した場合には、抗訴状を作成しなければならない。」

四十七、第八十四条を改め第二百五条とし、次のように改正する。「当事者は、再審を申し立てる場合には、判決、裁定の法的効力が生じた後六月以内に提出しなければならない。第二百条第一号、第三号、第十二号、第十三号に規定する状況に該当する場合には、それを知り又は知ることができた日から六月以内に提出しなければならない。」

四十八、第八十七条を改め第二百八条とし、次のように改正する。「最高人民検察院は、既に法的効力を生じた各級人民法院の判決、裁定について、上級の人民検察院は既に法的効力を生じた下級の人民法院の判決、裁定について、第二百条に規定する事由のいずれかに該当すること、又は調解書が国家利益、社会公共利益を害することを発見した場合には、抗訴<sup>1</sup>しなければならない。

<sup>1</sup> 抗訴とは、法的権限を持つ機関が国を代表して監督権を行使し、誤りがあると認める第一審の判決又は裁定について、直近上級の人民法院に再度裁判を行うよう請求する訴訟行為。訳文では「抗訴」としました。

2 地方の各級人民検察院が、既に法的効力が生じた同級の人民法院の判決、裁定について、第二百条に規定する事由のいずれかに該当すること、又は調解書が国家利益、社会公共利益を害することを発見した場合には、同級の人民法院に検察の提案を提出し、且つ上級人民検察院に報告することができる。また上級の人民検察院に同級の人民法院に対して抗訴するように促すこともできる。

3 各級の人民検察院は裁判監督手続以外のその他の裁判手続の中での裁判人員の不法行為について、同級の人民法院に検察の提案を提出する権限を有する。」

四十九、二条を加え、第二百九条、第二百十条とする。

「第二百九条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当事者は、人民検察院に対して検察の提案又は抗訴の申立てを行うことができる。

- 一 人民法院が再審の申立てを却下した場合。
- 二 人民法院が期限が過ぎても再審の申立てに対する裁定を下さない場合。
- 三 再審の判決、裁定に明らかな誤りがある場合。

2 人民検察院は、当事者の申立てについて三月以内に審査し、検察の提案又は抗訴を提出するか否かの決定を行わなければならない。当事者は、人民検察院に対する検察の提案又は抗訴の申立てを再び行ってはならない。

第二百十条 人民検察院は、法律監督の職責履行のために検察の提案又は抗訴を提出する必要がある場合には、当事者又はその他の者に対して関係状況の調査、事実確認をすることができる。」

五十、第百八十八条を改め第二百十一条とし、次のように改正する。「人民検察院が抗訴を申し立てた事件について、抗訴を受けた人民法院は、抗訴状の受領日から三十日以内に再審の裁定を下さなければならない。第二百条第一号から第一号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、直近下級の人民法院に引き渡し再審を行わせることができる。但し、原審の人民法院が再審を行う場合を除く。」

五十一、第百九十四条を改め第二百十七条とし、次のように改正する。「人民法院は、債務者が提出した書面による異議を受領した後、審査を行い、異議が成立する場合には、督促手続を終結する旨を裁定しなければならない。支払命令は自動的に効力を失う。

2 支払命令が効力を失った場合、訴訟手続に移行する。但し、支払命令の申立てを行った当事者が訴訟の提起に同意しない場合を除く。」

五十二、第二百七条を改め第二百三十条とし、第二項を次のように改正する。「執行申立人が詐欺、脅迫を受けて被執行人と和解合意をした場合、又は当事者が和解合意を履行しない場合には、人民法院は当事者の申立てに基づき、それ以前に効力の生じた法律文書の執行を回復することができる。」

五十三、一条を加え、第二百三十五条「人民検察院は、民事執行活動に対して法律監督を行う権限を有する。」とする。

五十四、第二百十三条を改め第二百三十七条とし、第二項第四号、第五号を次のように改正する。

「四 仲裁判断の根拠である証拠が偽造である場合。

五 相手方当事者が仲裁機関に対して公正な判断に十分な影響を与える証拠を隠蔽した場合。」

五十五、第二百十六条を改め第二百四十条とし、次のように改正する。「執行員が執行申立書を受け取り、又は執行書を送付し、交付する場合には、被執行者に対して執行通知を発しなければならない。且つ直ちに強制執行措置を採ることができる。」

五十六、第二百十八条を改め第二百四十二条とし、次のように改正する。「被執行人が執行通知書に従って法律文書により確定された義務を履行しない場合には、人民法院は、関係機関に対して被執行人の預金、債券、株券、ファンド持分等の財産に関する状況を調査・照会する権利を有する。人民法院は、状況に応じて被執行者の財産に対して差押、凍結、振替、換価を行う権利を有する。人民法院が調査・照会、差押、凍結、振替、換価を行う財産は被執行人が履行すべき義務の範囲を超えてはならない。

2 人民法院が財産の差押、凍結、振替、換価を決定した場合には、裁定を下さなければならず、且つ執行協力通知書を発行し、関係機関はこれを処理しなければならない。」

五十七、第二百二十三条を改め第二百四十七条とし、次のように改正する。「財産が封印、差押された後に、執行員は、被執行人に対して、指定の期間内に法律文書で確定された義務を履行するよう命じなければならない。被執行人が期限を徒過しても履行していない場合、人民法院は封印、差し押さえされた財産を競売しなければならない。競売に適さない又は当事者双方が競売を行わないことに同意した場合には、人民法院は関係機関に換価を委託するか又は自ら換価を行うことができる。国が自由売買を禁止している物品につき、国家の定める価格により関係機関に買い上げさせる。」

五十八、第二百四十二条、第二百四十三条を削除する。

五十九、第二百四十五条を改め第二百六十七条とし、第六号を次のように改正する。「六 送達を受けるべき者の所在国の法律が郵便による送達を認めている場合には、郵便による送達をすることができる。郵便日から満三経過し、送達受領証が返送されなくても、各種の状況に基づき、既に送達されたものと認定するに足りる場合には、期間満了の日に送達されたものとみなす。」

一号を加え、「第七号 七 ファクシミリ、電子メール等、送達を受けるべき者の受取が確認できる方法による送達。」とする。

第七号を改め第八号とし、次のように改正する。「八 前各号に定める方式により送達することができない場合には、公示送達を行い、公示の日より満三月を経過した場合には、送達されたものとみなす。」

六十、第二十六章「財産保全」を削除する。

民事訴訟法の関連する章節序号及び条文序号は本決定に基づき相応に調整する。

本決定は2013年1月1日より施行する。

『中華人民共和國民事訴訟法』は本決定に基づき相応に改正、改めて公布する。

新華社北京 8 月 31 日電

## 中華人民共和國民事訴訟法

(1991 年 4 月 9 日第 7 期全國人民代表大會第 4 回會議採択  
2007 年 10 月 28 日第 10 期全國人民代表大會常務委員會第 30 回會議の『「中華人民共和國民事訴訟法」の改正に関する決定』により 1 回目の改正  
2012 年 8 月 31 日第 11 期全國人民代表大會常務委員會第 28 回會議の『「中華人民共和國民事訴訟法」の改正に関する決定』により 2 回目の改正

新華社北京 8 月 31 日電

### 目次

#### 第一編 総則

- 第一章 任務、適用範囲及び基本原則
- 第二章 管轄
  - 第一節 審級管轄
  - 第二節 土地管轄
  - 第三節 移送管轄及び指定管轄
- 第三章 裁判組織
- 第四章 忌避
- 第五章 訴訟参加人
  - 第一節 当事者
  - 第二節 訴訟代理人
- 第六章 証拠
- 第七章 期間及び送達
  - 第一節 期間
  - 第二節 送達
- 第八章 調解
- 第九章 保全及び先行執行
- 第十章 民事訴訟の妨害に対する強制措置
- 第十一章 訴訟費用

#### 第二編 裁判手続

- 第十二章 第一審の普通手続
  - 第一節 訴えの提起及び受理
  - 第二節 審理前の準備
  - 第三節 開廷審理
  - 第四節 訴訟の中止及び終結
  - 第五節 判決及び裁定
- 第十三章 簡易手続
- 第十四章 第二審の手続
- 第十五章 特別手続
  - 第一節 一般規定
  - 第二節 選挙人資格事件
  - 第三節 失踪宣告及び死亡宣告事件

第四節	公民の民事行為無能力及び制限民事行為能力認定事件
第五節	無主財産認定事件
第六節	調解合意確認事件
第七節	担保物権実行事件
第十六章	裁判監督手続
第十七章	督促手続
第十八章	公示催告手続
第三編	執行手続
第十九章	一般規定
第二十章	執行の申立て及び移送
第二十一章	執行措置
第二十二章	執行の中止及び終結
第四編	涉外民事訴訟手続の特別規定
第二十三章	一般原則
第二十四章	管轄
第二十五章	送達及び期間
第二十六章	仲裁
第二十七章	司法共助

## 第一編 総則

### 第一章 任務、適用範囲及び基本原則

第一条 中華人民共和国民事訴訟法は、憲法を根拠とし、我が国の民事裁判の経験及び実情を結合して制定する。

第二条 中華人民共和国民事訴訟法の任務は、当事者が訴訟上の権利を行使することを保護し、人民法院が事実を調査の上明らかにし、是非を明らかにし、法律を正確に適用し、速やかに民事事件を審理し、民事上の権利・義務関係を確認し、民事上の不法行為を制裁し、当事者の適法な権益を保護し、公民が自覚をもって法律を遵守するよう教育し、社会秩序及び経済秩序を維持・保護し、社会主義建設事業の順調な進行を保障することである。

第三条 人民法院は、公民相互間、法人相互間、その他の組織相互間及びこれらの者互間の財産関係及び人格・身分関係により提起される民事訴訟を受理し、この法律の規定を適用する。

第四条 中華人民共和国の領域内で民事訴訟をする場合には、この法律を遵守しなければならない。

第五条 外国人、無国籍者並びに外国の企業及び組織は、人民法院において訴えを提起し、又は訴えに応ずる場合には、中華人民共和国の公民、法人その他の組織と同等の訴訟上の権利・義務を有する。

2 外国の裁判所が中華人民共和国の公民、法人その他の組織の民事訴訟上の権利に対し制限を加える場合には、中華人民共和国の人民法院は、当該国の公民、企業及び組織の民事訴訟上の権利について対等の原則を実行する。

第六条 民事事件の裁判権は、人民法院が行使する。

2 人民法院は、法律の規定により、民事事件について独立して裁判を行い、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない。

第七条 人民法院は、民事事件を審理する場合には、事実を根拠とし、法律を準則としなければならない。

第八条 民事訴訟の当事者は、平等な訴訟上の権利を有する。人民法院は、民事事件を審理する場合には、当事者による訴訟上の権利の行使を保障し、及びこれに便宜を与え、且つ、当事者に対し法律の適用において、一律に平等でなければならない。

第九条 人民法院は、民事事件を審理する場合には、自由意思により、及び適法であるという原則に基づき調解を行わなければならない。調解が成立しなかった場合には、遅滞なく判決しなければならない。

第十条 人民法院は、民事事件を審理する場合には、法律の規定により合議、忌避、公開裁判及び二審終審制度を実行する。

第十一条 各民族の公民は、いずれも当該民族の言語及び文字を用いて民事訴訟を行う権利を有する。

2 少数民族が集合して居住し、又は多民族が共同して居住する地区においては、人民法院は、当該地区の民族に通用する言語及び文字を用いて審理し、及び法律文書を発布しなければならない。

3 人民法院は、当該地区の民族に通用する言語及び文字に通じていない訴訟参加人に対し通訳及び翻訳を提供しなければならない。

第十二条 人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者は、弁論をする権利を有する。

第十三条 民事訴訟では誠実信用の原則を遵守しなければならない。

2 当事者は、法律に定める範囲内において、自己の民事上の権利及び訴訟上の権利を処分する権利を有する。

第十四条 人民検察院は、民事訴訟に対して法律監督を行う権限を有する。

第十五条 機関、社会团体及び企業・事業単位は、国、集団又は個人の民事上の権益を損なう行為について、損害を受けた単位又は個人が、人民法院に対し訴えを提起するのを支持することができる。

第十六条 民族自治地方の人民代表大会は、憲法及びこの法律の原則に基づき、当該地方の民族の具体的状況を考慮し、変更又は補充の規定を制定することができる。自治区の規定は、全国人民代表大会常務委員会に報告して承認を求めるものとする。自治州及び自治県の規定は、省又は自治区の人民代表大会常務委員会に報告して承認を求め、且つ、全国人民代表大会常務委員会に届け出て記録にとどめる。

## 第二章 管轄

### 第一節 審級管轄

第十七条 基層人民法院は、第一審の民事事件を管轄する。但し、この法律に別段の定めがあるものを除く。

第十八条 中級人民法院は、次に掲げる第一審の民事事件を管轄する。

- 一 重大な涉外事件。
- 二 当該管轄区内において重大な影響を及ぼす事件。
- 三 最高人民法院が中級人民法院が管轄する旨を確定する事件。

第十九条 高級人民法院は、当該管轄区内において重大な影響を及ぼす第一審の民事事件を管轄する。

第二十条 最高人民法院は、次の各号に掲げる第一審の民事事件を管轄する。

- 一 全国において重大な影響を及ぼす事件。
- 二 自己が審理すべきであると認める事件。

### 第二節 土地管轄

第二十一条 公民に対し提起される民事訴訟は、被告の住所地の人民法院が管轄する。被告の住所地が經常的居住地と一致しない場合には、經常的居住地の人民法院が管轄する。

2 法人その他の組織に対し提起される民事訴訟は、被告の住所地の人民法院が管轄する。

3 同一の訴訟の複数の被告の住所地又は經常的居住地が二つ以上の人民法院の管轄区にある場合には、当該各人民法院は、いずれも管轄権を有する。

第二十二条 次の各号に掲げる民事訴訟は、原告の住所地の人民法院が管轄する。原告の住所地が經常的居住地と一致しない場合には、原告の經常的居住地の人民法院が管轄する。

- 一 中華人民共和国の領域内に居住していない者に対し提起される身分関係に関する訴訟。
- 二 行方が不明であり、又は失踪を宣告された者に対し提起される身分関係に関する訴訟。
- 三 強制的教育措置を受けている者に対する訴訟。
- 四 拘禁されている者に対し提起される訴訟。

第二十三条 契約紛争について提起される訴訟は、被告の住所地又は契約履行地の人民法院が管轄する。

第二十四条 保険契約に係る紛争について提起される訴訟は、被告の住所地又は保険の目的物の所在地の人民法院が管轄する。

第二十五条 手形に係る紛争について提起される訴訟は、手形の支払地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

第二十六条 会社設立、株主資格確認、利益分配、解散等の紛争について提起される訴訟は、会社所在地の人民法院が管轄する。

第二十七条 鉄道運送、道路運送、水上運送、航空運送及び複合運送契約に係る紛争について提起される訴訟は、運送の開始地若しくは目的地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

第二十八条 権利侵害行為について提起される訴訟は、権利侵害行為の実施地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

第二十九条 鉄道事故、道路事故、水上事故及び航空事故に基づく損害賠償請求について提起される訴訟は、事故発生地、車両若しくは船舶が最初に到達した地、航空機が最初に着陸した地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

第三十条 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償請求について提起される訴訟は、衝突発生地、衝突船舶が最初に到達した地、加害船舶が差し押さえられた地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

第三十一条 海難救助費用について提起される訴訟は、救助地又は被救助船舶が最初に到達した地の人民法院が管轄する。

第三十二条 共同海損について提起される訴訟は、船舶が最初に到達した地、共同海損精算地又は航程終了地の人民法院が管轄する。

第三十三条 次の各号に掲げる事件は、この条に定める人民法院が専属的に管轄する。

- 一 不動産に係る紛争について提起される訴訟は、不動産所在地の人民法院が管轄する。
- 二 港湾作業中に発生した紛争について提起される訴訟は、港湾所在地の人民法院が管轄する。
- 三 遺産相続に係る紛争について提起される訴訟は、被相続人の死亡時の住所地又は主たる遺産の所在地の人民法院が管轄する。



第三十四条 契約又はその他の財産権益紛争の当事者は書面による合意において被告の住所地、契約の履行地、契約の締結地、原告の住所地、目的物の所在地など紛争と実際に関係する場所を管轄する人民法院を選択することができる。但し、この法律の審級管轄及び専属管轄についての規定に違反してはならない。

第三十五条 二つ以上の人民法院がともに管轄権を有する訴訟については、原告は、そのうちの一つの人民法院に対し訴えを提起することができる。原告が二つ以上の管轄権を有する人民法院に対し訴えを提起した場合には、最初に立件した人民法院が管轄する。

### 第三節 移送管轄及び指定管轄

第三十六条 人民法院は、受理した事件が当該法院の管轄に属するものでないことを発見した場合には、管轄権を有する法院に移送しなければならない。移送を受けた人民法院は受理しなければならない。移送を受けた人民法院は、移送を受けた事件が規定により当該人民法院の管轄に属するものでないと認めた場合には、上級の人民法院に報告して管轄の指定を求めなければならない。自ら重ねて移送してはならない。

第三十七条 管轄権を有する人民法院が、特段の事由によって、管轄権を行使することができない場合には、上級の人民法院が管轄を指定する。

2 人民法院相互間において、管轄権に起因して紛争が発生した場合には、紛争に係る当事者双方が協議により解決する。協議により解決することができない場合には、それらに共通する上級の人民法院に報告して管轄の指定を求める。

第三十八条 上級人民法院は、下級の人民法院が管轄する第一審の民事事件を審理する権限を有する。当該法院が管轄する第一審の民事事件を下級の人民法院に委ねて審理させる明らかな必要がある場合には、その上級の人民法院の承認を得なければならない。

2 下級の人民法院は、自己が管轄する第一審の民事事件について、上級の人民法院が審理する必要があると認める場合には、上級の人民法院に報告して審理を求めることができる。

### 第三章 裁判組織

第三十九条 人民法院が第一審の民事事件を審理する場合には、裁判官及び陪審員が共同で合議体を構成し、又は裁判官が合議体を構成する。合議体の構成員数は、奇数でなければならない。

2 簡易手続による審理が適用される民事事件は、一名の裁判官が単独で審理を担当する。

3 陪審員は、陪審の職務を執行するときは、裁判官と同等の権利及び義務を有する。

第四十条 人民法院が第二審の民事事件を審理する場合には、裁判官が合議体を構成する。合議体の構成員数は、奇数でなければならない。

2 差し戻されて再度審理する事件については、原審人民法院は、第一審の手續に従い、別に合議体を構成しなければならない。

3 再審事件を審理する場合において、元来が第一審であったときは、第一審の手續に従い、別に合議体を構成する。元来が第二審であったとき、又は上級の人民法院が自ら再審するときは、第二審の手續に従い、別に合議体を構成する。

第四十一条 合議体の裁判長は、院長又は廷長が一名の裁判官を指名して担当させる。院長又は廷長が裁判に参加する場合には、院長又は廷長がこれをお担当する。

第四十二条 合議体は、事件を評議する場合には、少数が多数に従うという原則を実行する。評議については、記録を作成し、合議体の構成員が署名しなければならない。評議における異なった意見は、ありのままに記録に記入しなければならない。

第四十三条 裁判人員は、法により、公平に事件を取り扱わなければならない。

2 裁判人員は、当事者及びその訴訟代理人の接待又は贈与を受けてはならない。

3 裁判人員が汚職・収賄行為、私情にとらわれて不正をする行為又は法をまげて裁判をする行為を行った場合には、法的責任を追及しなければならない。犯罪を構成する場合には、法により、刑事責任を追及する。

#### 第四章 忌避

第四十四条 裁判人員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、自ら回避しなければならない。当事者は口頭又は書面によって該当者の忌避を申し立てる権利を有する。

- 一 当該事件の当事者であり、又は当事者若しくは訴訟代理人の近親者であるとき。
- 二 当該事件と利害関係を有する者であるとき。
- 三 当該事件の当事者、訴訟代理人とその他の関係を有し、事件の公正な審理に影響を及ぼすおそれのあるとき。

2 裁判人員が当事者、訴訟代理人の接待、贈り物を受け、又は規定に違反して当事者、訴訟代理人と面会した場合、当事者は該当者の忌避を請求する権利を有する。

3 裁判人員に前項規定の行為がある場合、法により法的責任を追及しなければならない。

4 前三項の規定は書記官、通訳・翻訳者、鑑定人及び検証人に適用する。

第四十五条 当事者は、忌避の申立てを提出する場合には、理由を説明し、事件につき審理が開始される時に提出しなければならない。事件につき審理が開始された後に忌避事由を知った場合には、法廷における弁論が終結する前に提出することもできる。

2 忌避を申し立てられた者は、人民法院が忌避するか否かを決定する前に、当該事件に係る業務への関与を暫定的に停止しなければならない。但し、事件につき緊急措置を講ずる必要がある場合を除く。

第四十六条 院長が裁判長を担当する場合における忌避は、裁判委員会が決定する。裁判人員の忌避は、院長が決定する。その他の人員の忌避は、裁判長が決定する。

第四十七条 人民法院は、当事者の提出した忌避の申立てについて、申立てが提出された三日以内に、口頭又は書面により決定しなければならない。申立人は、決定に対し不服がある場合には、決定を受領するときに、再議を一回申し立てることができる。再議期間においては、忌避を申し立てられた者は、当該事件に係る業務への関与を停止しない。人民法院は、再議の申立てについて、三日以内に再議決定をし、且つ、再議申立人に通知しなければならない。

## 第五章 訴訟参加人

### 第一節 当事者

第四十八条 公民、法人その他の組織は、民事訴訟の当事者となることができる。

2 法人は、その法定代表者が訴訟をする。その他の組織は、その主たる責任者が訴訟を行う。

第四十九条 当事者は、代理人に委任して、忌避の申立てを提出し、証拠を収集し、及び提供し、弁論を行い、調解を請求し、上訴を提起し、執行を申し立てる権利を有する。

2 当事者は、当該事件に関する資料を閲覧することができ、且つ、当該事件に関する資料及び法律文書を複製することができる。当該事件に関する資料を閲覧し、及び複製する範囲と規則は、最高人民法院が定める。

3 当事者は、法により訴訟上の権利を行使し、訴訟に係る秩序を遵守し、法的効力が生じた判決書、裁定書及び調解書を履行しなければならない。

第五十条 当事者双方は、自ら和解することができる。

第五十一条 原告は、訴訟上の請求を放棄し、又は変更することができる。被告は、訴訟上の請求を認諾し、又は反駁することができ、反訴を提起する権利を有する。

第五十二条 当事者の一方又は双方が二名以上である場合において、その訴訟の目的物が共同であり、又は訴訟の目的物が同一の種類であり、人民法院が併合して審理することができること認め、且つ、当事者の同意を経たときは、共同訴訟とする。

2 共同訴訟の一方の当事者が訴訟の目的物について共通の権利・義務を有する場合には、そのうちの一名の訴訟行為は、他の共同訴訟人の承認を経て、当該他の共同訴訟人に対し効力

が生じる。訴訟の目的物について共通の権利・義務を有しない場合には、そのうちの一名の訴訟行為は、他の共同訴訟人に対し効力が生じない。

第五十三条 当事者の一方の人数が多い共同訴訟は、当事者が代表者を選任して訴訟をすることができる。代表者の訴訟行為は、その者が代表する当事者に対し効力が生じる。但し、代表者は、訴訟上の請求を変更し、若しくは放棄し、相手方当事者の訴訟上の請求を認諾し、又は和解をする場合には、代表される当事者の同意を得なければならない。

第五十四条 訴訟の目的物が同一の種類であり、当事者の一方の人数が多く、訴えを提起するときに、人数がなお確定されていない場合には、人民法院は、公告を發し、事件の状況及び訴訟上の請求を説明し、権利者に一定の期間内に人民法院に登録するよう通知することができる。

2 人民法院に登録する権利者は、代表者を選任して訴訟をすることができる。代表者を選任することができない場合には、人民法院は、登記に参加した権利者と協議して代表者を確定することができる。

3 代表者の訴訟行為は、その者が代表する当事者に対し効力が生じる。但し、代表者は、訴訟上の請求を変更し、若しくは放棄する場合、又は相手方当事者の訴訟上の請求を認諾し、和解をする場合には、代表される当事者の同意を得なければならない。

4 人民法院が下す判決又は裁定は、登記に参加した権利者全員に対し効力が生じる。登記に参加していない権利者が訴訟時効期間内に訴えを提起した場合には、当該判決又は裁定を適用する。

第五十五条 環境汚染、多数の消費者の適法な権益の侵害等の社会公共利益を損なう行為に対しては、法律が規定する機関及び関係組織は人民法院に訴訟を提起することができる。

第五十六条 第三者は、当事者双方の訴訟の目的物について、独立請求権を有すると認める場合には、訴えを提起する権利を有する。

2 第三者は、当事者双方の訴訟の目的物について、独立請求権を有しないものの、事件の処理結果が自己と法律上の利害関係を有する場合には、訴訟参加を申し立てることができ、又は人民法院がその者に訴訟に参加するよう通知する。人民法院が民事責任を負う旨を判決する第三者は、当事者としての訴訟上の権利・義務を有する。

3 前二項規定の第三者が本人の責に帰さない事由のために訴訟に参加しなかったものの、法的効力が生じた判決、裁定、調解書の一部又は全部の内容に誤りがあってその民事権益が侵害されることを証明する証拠がある場合、その民事権益侵害を受けたことを知り、又は知ることができた日から六月以内に、その判決、裁定、調解書を下した人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院の審理を経て、訴訟請求が成り立つ場合、原判決、原裁定、原調解書の変更又は取消を行わなければならない。訴訟請求が成り立たない場合、訴訟請求は却下される。

## 第二節 訴訟代理人

第五十七条 訴訟行為無能力者は、その後見人が法定代理人として訴訟を代理する。法定代理人が相互間で代理責任を転嫁する場合には、人民法院がそのうちの一名を指定して訴訟を代理させる。

第五十八条 当事者及び法定代理人は、一名乃至二名を訴訟代理人として委任することができる。

2 以下の者は訴訟代理人として委任されることができる。

- 一 弁護士、基層法律サービス従事者。
- 二 当事者の近親者又は従業員。
- 三 当事者所在の社区、単位及び関係ある社会団体が推薦する公民。

第五十九条 他人に委任して訴訟を代理させる場合には、人民法院に対し、委任者が署名し、又は押印した授權委任状を提出しなければならない。

2 授權委任状には、委任事項及び権限を記載しなければならない。訴訟代理人が訴訟上の請求の認諾、放棄若しくは変更、和解の実施又は反訴若しくは上訴の提起を代理する場合には、委任者の特別の授權を有しなければならない。

3 国外に居住する中華人民共和国の公民が国外から送付し、又は委託して交付する授權委任状は、当該国に駐在する中華人民共和国の大使館又は領事館の証明を得なければならない。大使館及び領事館がない場合には、当該国に駐在する中華人民共和国と外交関係を有する第三国の大使館又は領事館が証明し、更に当該第三国に駐在する中華人民共和国の大使館若しくは領事館に転送して証明を受け、又は当該地の愛国華僑団体が証明する。

第六十条 訴訟代理人の権限が変更され、又は解除された場合には、当事者は、書面により人民法院に告知し、且つ、人民法院が相手方当事者に通知しなければならない。

第六十一条 訴訟を代理する弁護士その他の訴訟代理人は、証拠を調査・収集する権利を有し、且つ、当該事件に関する資料を閲覧することができる。当該事件に関する資料を閲覧する範囲及び規則は、最高人民法院が定める。

第六十二条 離婚事件において訴訟代理人がいる場合には、本人は、意思を表示することができないときを除き、出廷しなければならない。明らかに別段の事由により出廷できない場合には、人民法院に対し書面による意見を提出しなければならない。

## 第六章 証拠

第六十三条 証拠には、次の各号に掲げるものが含まれる。

- 一 当事者の陳述

- 二 書証
- 三 物証
- 四 視聴覚資料
- 五 電子データ
- 六 証人の証言
- 七 鑑定意見
- 八 検証記録

2 証拠は、証拠調べを経て真実であることを確かめたものに限り、事実認定の根拠とすることができる。

第六十四条 当事者は、自己が行った主張について、証拠を提供する責任を負う。

2 当事者及びその訴訟代理人が客観的事由により自ら収集することができない証拠又は人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠については、人民法院は、調査・収集しなければならない。

3 人民法院は、法の定める手続に従い、証拠を全面的且つ客観的に審査し、事実と照合しなければならない。

第六十五条 当事者は自らが行った主張については適時に証拠を提供しなければならない。

2 人民法院は当事者の主張と事件審理の状況に基づき、当事者が提供すべき証拠及びその期限を確定する。当事者はその期限までに証拠提出が明らかに困難な場合、人民法院に期限の延長を申請することができ、人民法院は当事者の申請に基づき相応に延長する。当事者が期限までに証拠を提供しない場合、人民法院はその理由を説明するように命令しなければならない。理由の説明を拒否し、又は理由が成立しない場合、人民法院は状況に応じてその証拠を不採用とする、又はその証拠を採用した上で訓戒、過料に処することができる。

第六十六条 人民法院は当事者提出の証拠資料を受け取った後、受領書を発行し、そこには証拠名、ページ数、部数、原本又は写し、及び受領日時を明記し、その取扱者が署名又は押印しなければならない。

第六十七条 人民法院は、関係単位及び個人に対し調査し、証拠を取得する権限を有する。関係単位及び個人は、これを拒絶してはならない。

2 人民法院は、関係単位及び個人が提出した証明文書について、真偽を判別し、当該文書の効力を審査し、確定しなければならない。

第六十八条 証拠は、法廷において提示し、且つ、当事者が相互に質疑しなければならない。国家機密、営業秘密及び個人のプライバシーに関わる証拠については、秘密を保持しなければならない。法廷において提示する必要がある場合には、公開の法廷で提示してはならない。

第六十九条 法の定める手続を経て公証証明された法律事実及び文書については、人民法院は、事実を認定する証拠として認めなければならない。但し、公証証明を覆すに足りる反証のある場合は、この限りでない。

第七十条 書証は、原本を提出しなければならない。物証は、原物を提出しなければならない。原本又は原物を提出することが明らかに困難である場合には、複製品、写真、副本又は抄本を提出することができる。

2 外国語による書証を提出するときは、中国語の訳文を添付しなければならない。

第七十一条 人民法院は、視聴覚資料について、真偽を判別し、且つ、当該事件のその他の証拠と結びつけて、事実認定の根拠とすることができるか否かを審査し、確定しなければならない。

第七十二条 事件の状況を知る単位及び個人は、いずれも出廷して証言する義務を有する。関係単位の責任者は、証人が証言することを支持しなければならない。

2 意思を正確に表示することができない者は、証言することができない。

第七十三条 人民法院の通知を受ければ、証人は出廷して証言しなければならない。次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院の許可を得て、書面による証言、視聴覚情報伝達技術又は視聴覚資料等の方法をもって証言することができる。

- 一 健康上の理由により出廷できない場合。
- 二 遠隔地にあって交通が不便なため出廷できない場合。
- 三 自然災害等の不可抗力により出廷できない場合。
- 四 その他正当な理由により出廷できない場合。

第七十四条 証人が出廷・証言義務を履行するために支出した交通費、宿泊費、食費等必要な経費、及び休業補償は、敗訴当事者が負担しなければならない。当事者が証人を申請した場合には、当該当事者が先に立替え払いをし、当事者の申請ではなく人民法院の通知を受けて証人が証言する場合には、人民法院が先に立替え払いする。

第七十五条 人民法院は、当事者の陳述について、当該事件のその他の証拠と結びつけて、事実認定の根拠とすることができるか否かを審査し、確定しなければならない。

2 当事者の陳述の拒絶は、人民法院が証拠に基づいて事件に係る事実を認定することに影響を及ぼさない。

第七十六条 当事者は、事実調べにおける専門的問題について、人民法院に鑑定を申請することができる。当事者が鑑定を申請する場合、当事者双方が協議のうえ資格を有する鑑定人を確定する。協議が成立しない場合には、人民法院が指定する。

2 当事者が鑑定を申請していない場合であっても人民法院が専門的問題について鑑定が必要と認めた場合には、資格を有する鑑定人に鑑定を委託しなければならない。

第七十七条 鑑定人は、鑑定をするのに必要なすべての事件資料を調査する権限を有し、必要な場合は当事者、証人を尋問することができる。

2 鑑定人は書面による鑑定意見を提出し、鑑定書に署名又は押印しなければならない。

第七十八条 当事者が鑑定意見に対して異議を申立て、又は人民法院が鑑定人の出廷が必要と認めた場合には、鑑定人は出廷して証言しなければならない。人民法院の通知があるにもかかわらず鑑定人が出廷・証言を拒む場合には、当該鑑定意見を事実認定の根拠にしてはならない。鑑定費用を支払った当事者は鑑定費用の返還を請求することができる。

第七十九条 当事者は、人民法院に対し、専門知識のある者に出廷を通知し、鑑定人が提出した鑑定意見又は専門的問題について意見を提出するように申請することができる。

第八十条 物証又は現場を検証する場合には、検証人は、人民法院の証明書を提示し、且つ、現地の基層組織又は当事者が所在する単位に対し人員を派遣して参加するよう招請しなければならない。当事者又は当事者の成人の家族は、現場に立ち会わなければならない。立会うことを拒絶した場合も、検証の進行に影響を及ぼさない。

2 関係単位及び個人は、人民法院の通知に基づき、現場を保存し、検証作業に協力する義務を負う。

3 検証人は、検証の状況及び結果につき記録を作成しなければならず、検証人、当事者及び招請された参加者が署名し、又は押印する。

第八十一条 証拠が滅失、又はその後において取得するのが困難となるおそれのある場合には、当事者は訴訟手続中に人民法院に対して証拠保全の申立てを行うことができ、人民法院も自発的に保全措置を講ずることができる。

2 緊急の状況により、証拠が滅失、又はその後において取得するのが困難となるおそれのある場合には、利害関係人は訴えを提起するか又は仲裁を申し立てる前に、証拠所在地、被申请人住所地又は事件の管轄権を有する人民法院に対して証拠保全の申立てをすることができる。

3 証拠保全のその他の手続については、第九章保全の関連規定を参照適用する。

## 第七章 期間及び送達

### 第一節 期間

第八十二条 期間には、法定期間及び人民法院が指定する期間が含まれる。



2 期間は、時、日、月及び年をもって計算する。期間が開始する時及び日は、期間に算入しない。

3 期間が満了する最終日が祝祭日・休日である場合には、祝祭日・休日後の最初の日を期間満了の日とする。

4 期間には、送付途中の時間を含まない。訴訟文書が期間満了前に郵送に付された場合には、期間徒過とはみなさない。

第八十三条 当事者は、不可抗力事由その他の正当な理由により期間を徒過した場合には、障害が解消した後の十日内に、期間の順延を申し立てることができる。許可するか否かは、人民法院が決定する。

## 第二節 送達

第八十四条 訴訟文書を送達する場合には、送達受領証を作り、送達を受けるべき者が送達受領証に受領日を記載し、署名し、又は押印しなければならない。

2 送達を受けるべき者の送達受領証に受領の署名をした日は、送達日とする。

第八十五条 訴訟文書の送達は、送達を受けるべき者に直接に到達しなければならない。送達を受けるべき者が公民である場合において、本人が不在であるときは、その者と同居する成人の家族に交付して署名・受領させる。送達を受けるべき者が法人その他の組織である場合には、法人の法定代表者、その他の組織の主たる責任者又は当該法人若しくは組織において書類受領の責任を負う者が署名・受領しなければならない。送達を受けるべき者が訴訟代理人を有する場合には、当該代理人に送付して署名・受領させることができる。送達を受けるべき者が既に人民法院に対し代理受領者を指定している場合には、代理受領者に送付して署名・受領させる。

2 送達を受けるべき者と同居する成人の家族、法人その他の組織において書類受領の責任を負う者、訴訟代理人又は代理受領者の送達受領証に受領の署名をした日は、送達日とする。

第八十六条 送達を受けるべき者又はその者と同居する成人の家族が訴訟文書の受領を拒絶した場合には、送達人は関係基層組織又は所属する単位の代表者に現場に立ち会うように要請し、状況を説明し、送達受領証に受領拒絶事由と年月日を明記し、送達人及び証人が署名又は押印し、訴訟文書を送達を受けるべき者の住所に差し置くことができる。訴訟文書を送達を受けるべき者の住所に差し置き、写真（画像）、ビデオ撮影（映像）の方法で送達の過程を記録することができ、この場合送達されたものとみなす。

第八十七条 人民法院は、送達を受けるべき者の同意を経て、ファクシミリ、電子メール等の送達を受けるべき者の受領が確認できる方式によって訴訟文書の送達を行うことができる。但し、判決書、裁定書、調解書は除く。

2 前項の方法によって送達する場合、ファクシミリ、電子メール等、送達を受けるべき者の特定システムへの到達日を送達日とする。

第八十八条 訴訟文書の直接送達が困難な場合には、他の人民法院に委託して代理送達させ、又は郵便に付して送達することができる。郵便に付して送達する場合には、配達証明書に記載された書類受領日は、送達日とする。

第八十九条 送達を受けるべき者が軍人である場合には、その者の所属する部隊の連隊以上の単位の政治機関を通じて交付する。

第九十条 送達を受けるべき者が拘禁されている場合には、その者の所在する拘禁場所を通じて交付する。

2 送達を受けるべき者が強制的教育措置を受けている場合には、その者の所在する強制教育機関を通じて交付する。

第九十一条 代理して交付を受けた機関又は単位は、訴訟文書を受領した後に、直ちに送達を受けるべき者に交付し、受領署名させなければならない。送達受領証における受領の署名の日は、送達日とする。

第九十二条 送達を受けるべき者の行方が不明であり、又はこの節に定めるその他の方式をもってしても送達するすべがない場合には、公示送達をする。公示を発した日から六十日を経過したときに、送達されたものとみなす。

2 公示送達については、事件記録に理由及び経過を記載しなければならない。

## 第八章 調解

第九十三条 人民法院は、民事事件を審理する場合には、当事者の自由意思によるという原則に基づき、事実を明らかにした上で、是非を見極め、調解を行う。

第九十四条 人民法院が調解を行う場合には、裁判官一名が主宰することができ、また合議体が主宰することもでき、且つ、できる限り現地において行う。

2 人民法院は、調解を行う場合には、簡便な方式を用いて当事者及び証人に出廷通知をすることができる。

第九十五条 人民法院は、調解を行う場合には、関係単位及び個人を招請して協力させることができる。招請された単位及び個人は、人民法院が調解を行うのに協力しなければならない。

第九十六条 調解により達成した合意は、双方の自由意思によらなければならない、強要してはならない。調解合意の内容は、法律の規定に違反してはならない。

第九十七条 調解により合意に達した場合は、人民法院は、調解書を作成しなければならない。調解書には、訴訟上の請求、事件に係る事実及び調解結果を記載しなければならない。

2 調解書は、裁判人員及び書記官が署名し、人民法院の印章を押印し、当事者双方に送達する。

3 調解書は、当事者双方による受領署名を経た後に、直ちに法的効力を有する。

第九十八条 次の各号に掲げる事件につき、調解が合意に達成した場合には、人民法院は、調解書を作成しないことができる。

- 一 調解により和解した離婚事件。
- 二 調解により養親子関係を維持する事件。
- 三 即時に履行することができる事件。
- 四 調解書を作成する必要がないその他の事件。

2 調解書を作成する必要がない合意については、記録に記入しなければならないが、当事者双方、裁判人員及び書記官が署名し、又は押印した後に、直ちに法的効力を有する。

第九十九条 調解において合意に達成せず、又は調解書の送達前に当事者の一方が意を翻した場合には、人民法院は、遅滞なく判決しなければならない。

## 第九章 保全及び先行執行

第一百条 人民法院は、当事者の一方の行為又はその他の事由により、判決の執行が困難となる、又は当事者にその他の損害を生じさせるおそれのある事件については、相手方当事者の申立てに基づき、財産に対する保全を行うこと、又は一定行為を行うこと若しくは一定の行為を禁止することを命令する旨を裁定することができる。当事者が申立てを提出していない場合において、人民法院は必要に応じて保全措置を講じる旨を裁定することができる。

2 人民法院が保全措置を講じる場合には、申立人に担保の提供を命ずることができる。申立人が担保を提供しない場合には、申立ての却下を裁定することができる。

3 人民法院は申立ての受理後、緊急の状況であるものについては、四十八時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講ずる旨を裁定した場合には、直ちに執行を開始しなければならない。

第一百一条 利害関係人は、緊急の状況により直ちに保全の申立てをしなければ、その者の適法な権益につき補填することが困難な損害を受けるおそれがある場合には、訴訟の提起又は仲裁の申立て前に、被保全財産の所在地、被申立人住所地又は事件の管轄権を有する人民法院に対して保全措置の採用を申し立てることができる。申立人は担保を提供しなければならないが、担保を提供しない場合には、申立ての却下を裁定する。

2 人民法院が申立てを受けた後、四十八時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講ずる旨を裁定した場合には、直ちに執行を開始しなければならない。

3 人民法院が保全措置を講じてから三十日以内に、申立人が法律に基づいて訴訟提起又は仲裁申立てをしない場合には、人民法院は保全を解除しなければならない。

第二百条 保全は、請求の範囲内又は当該事件に関係する財物に限る。

第二百三条 財産保全は、封印、差押え、凍結又は法律の定めるその他の方法を講ずる。人民法院は財産を保全した後、財産を保全された者に直ちに通知しなければならない。

2 財産が既に封印され、又は凍結されている場合には、重複して封印し、又は凍結してはならない。

第二百四条 財産紛争事件につき被申立人が担保を提供した場合には、人民法院は、保全解除を裁定しなければならない。

第二百五条 申立てに誤りがあった場合には、申立人は、被申立人が財産保全により受けた損害を賠償しなければならない。

第二百六条 人民法院は、次の各号に掲げる事件については、当事者の申立てに基づき、先行執行する旨を裁定することができる。

- 一 尊属扶養費、配偶者扶養費、卑属扶養費、救済金又は医療費用の請求。
- 二 労働報酬の請求。
- 三 状況が緊急であり、先行執行を必要とするもの。

第二百七条 人民法院が先行執行する旨を裁定する場合には、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- 一 当事者相互間の権利・義務関係が明確であり、先行執行しなければ、申立人の生活又は生産・経営に重大な影響を及ぼすこと。
- 二 被申立人に履行能力があること。

2 人民法院は、申立人に対し担保の提供を命ずることができ、申立人が担保を提供しない場合には、申立てを却下する。申立人は、敗訴した場合には、被申立人が先行執行に起因して受けた財産的損害を賠償しなければならない。

第二百八条 当事者は、財産保全又は先行執行の裁定に対し不服がある場合には、不服審査を一回申し立てることができる。不服審査期間においては、裁定の執行は停止しない。

第十章 民事訴訟の妨害に対する強制措置

第九十九条 人民法院は、出廷しなければならない被告が、二回の召喚状により召喚したにもかかわらず、正当な理由なく出廷を拒絶した場合には、勾引することができる。

第一百条 訴訟参加人その他の者は、法廷規則を遵守しなければならない。

2 人民法院は、法廷規則に違反した者に対し、訓戒を与え、法廷から退出するよう命じ、又は過料、拘留に処することができる。

3 人民法院は、法廷において騒ぎ、又は法廷を攻撃し、裁判人員を侮辱し、誹謗し、脅迫し、又は殴打し、法廷の秩序を著しく乱した者に対し、法により刑事責任を追究する。情状が比較的軽微である場合には、過料又は拘留に処する。

第一百十一条 訴訟参加人又はその他の者に次の各号に掲げる行為のいずれかがある場合には、人民法院は、情状の軽重に応じて過料又は拘留に処することができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する。

- 一 重要な証拠を偽造し、又は隠滅し、人民法院による事件の審理を妨害する行為
- 二 暴力、脅迫若しくは買収の方法により、証人が証言するのを阻止し、又は他人を指図し、買収し、若しくは脅迫して偽証をさせる行為
- 三 既に封印され、若しくは差し押えられている財産若しくは既に点検され、且つその保管を命じられている財産を隠匿し、移転し、換価し、若しくは毀損し、又は既に凍結されている財産を移転する行為
- 四 司法職員、訴訟参加人、証人、通訳・翻訳者、鑑定人、検証人又は執行協力者に対し、侮辱、誹謗、誣告、殴打又は攻撃・報復をする行為
- 五 暴力、脅迫その他の方法により司法職員による職務の執行を妨害する行為
- 六 既に法的効力が生じた人民法院の判決又は裁定の履行を拒絶する行為

2 人民法院は、前項に定める行為のいずれかをある単位について、当該単位の主たる責任者又は直接責任者に対し過料又は拘留に処することができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する。

第一百十二条 当事者が悪意によって結託し、訴訟、調解等の方式によって、他人の適法的権益の侵害を図る場合には、人民法院はその請求を却下し、且つその情状の軽重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究しなければならない。

第一百十三条 被執行者が他者と悪意により結託し、訴訟、仲裁、調解等の方式によって、法律文書で確定した履行義務を免れようとする場合、人民法院はその情状の軽重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究しなければならない。

第一百十四条 調査又は執行に協力する義務を負う単位が次に掲げる行為のいずれかをした場合、人民法院は、当該単位に対し協力義務を履行するよう命ずるほか、過料を併科することができる。

- 一 人民法院が調査して証拠を取得することを関係単位が拒絶し、又は妨害する行為。
- 二 関係のある単位が人民法院による執行協力通知書を受領後、財産に関する調査・照会への協力、差押、凍結、振替、換価を拒絶する行為。
- 三 人民法院の執行協力通知書を受領した後に、関係単位が被執行人の収入の差押え、関係する財産権証書の移転手続の実施又は関係する証票、証書その他の財産の転送・交付に係る協力を拒絶する行為。
- 四 執行協力を拒絶するその他の行為。

2 人民法院は、前項に定める行為のいずれかがある単位について、その主たる責任者又は直接責任者に対し過料に処することができる。なおも協力義務を履行しない者に対しては、拘留に処することができ、且つ、監察機関又は関係機関に対し規律処分を行う旨の司法提案を提出することができる。

第一百五条 個人に対する過料の金額は、十万人民币元以下とする。単位に対する過料の金額は、五万人民币元以上百万人民币元以下とする。

2 拘留の期間は、十五日以下とする。

3 被拘留者は、人民法院が公安機関に引き渡して拘禁する。拘留期間において、被拘留者が過ちを承認し、且つ、改めた場合には、人民法院は、期間満了前に拘留を解除する旨を決定することができる。

第一百六条 勾引、過料及び拘留については、院長の承認を経なければならない。

2 勾引については、勾引状を発しなければならない。

3 過料及び拘留については、決定書を用いなければならない。決定に対し不服がある場合には、直近上級の人民法院に対し再議を一回申し立てることができる。再議期間においては、執行は停止しない。

第一百七条 民事訴訟の妨害に対する強制措置は、人民法院が決定しなければならない。いかなる単位及び個人が不法に他人を拘禁し、又は不法且つひそかに他人の財産を差し押さえ債務の弁済を請求した場合には、法により刑事責任を追及し、又は拘留若しくは過料に処さなければならない。

## 第十一章 訴訟費用

第一百八条 当事者は、民事訴訟を行う場合には、規定に従い、事件受理费を納付しなければならない。財産上の事件については、事件受理费を納付するほか、規定に従い、その他の訴訟費用を納付する。

2 当事者は、訴訟費用を納付するのが明らかに困難な場合には、規定に従い、人民法院に、納付の猶予、軽減又は免除を申し立てることができる。

3 訴訟費用の収受に係る規則は、別に制定する。

## 第二編 裁判手続

### 第十二章 第一審の普通手続

#### 第一節 訴えの提起及び受理

##### 第一百十九条

訴えの提起は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- 一 原告は、当該事件と直接に利害関係を有する公民、法人その他の組織であること。
- 二 明確な被告がいること。
- 三 具体的な訴訟上の請求並びに事実及び理由があること。
- 四 人民法院が民事訴訟を受理する範囲及び受訴人民法院の管轄に属すること。

第一百二十条 訴えの提起については、人民法院に対し訴状を提出し、且つ、被告の人数に応じて副本を提出しなければならない。

2 訴状を作成するのが明らかに困難な場合には、口頭で訴えを提起することができ、人民法院が記録に記入し、且つ、相手方当事者に告知する。

第一百二十一条 訴状には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 原告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法、法人又はその他の組織の名称、住所及び代表者又は主たる責任者の氏名、役職、連絡方法。
- 二 被告の氏名、性別、勤務先、住所等の情報、法人又はその他の組織の名称、住所等の情報。
- 三 訴訟上の請求並びに根拠とする事実及び理由
- 四 証拠及び証拠の由来並びに証人の氏名及び住所

第一百二十二条 当事者が人民法院に訴えを提起した民事紛争については、調解に適する場合には、先に調解を行うものとする。但し、当事者が調解を拒んだ場合はこの限りでない。

第一百二十三条 人民法院は、当事者が法律の規定に基づき訴えを提起する権利を保障しなければならない。第一百十九条に適合する訴えの提起については、受理しなければならない。訴えの提起に係わる要件に適合する場合には、七日以内に立件し、且つ当事者に通知しなければならない。訴えの提起に係わる要件に適合しない場合には、七日以内に裁定書を作成し、受理しない。原告は、裁定に不服がある場合には、上訴を提起できる。

第一百二十四条 人民法院は次の各号に掲げる訴えの提起については、それぞれ状況に応じて処理する。

- 一 行政訴訟法の規定により、行政訴訟の事件受理範囲に属する場合には、原告に行政訴訟を提起するよう告知する。
- 二 法律の規定により、当事者双方が書面仲裁で仲裁申立てに合意し、人民法院に訴えを提起してはならない場合、仲裁機関に仲裁を申し立てるよう原告に告知する。
- 三 法律の規定により、その他の機関が処理すべき紛争については、関係機関に対し解決を申し立てるよう原告に告知する。
- 四 当該法院の管轄に属しない事件については、管轄権を有する人民法院に訴えを提起するよう原告に告知する。
- 五 判決、裁定、調解書が既に法的効力が生じている事件について、当事者が再度訴えを提起した場合、再審を申し立てるよう原告に告知する。但し、人民法院が訴えの取下げを許可した裁定を除く。
- 六 法律の規定により、一定の期間内に訴えを提起してはならない事件で、訴えを提起してはならない期間内に訴えを提起したものについては、受理しない。
- 七 判決により離婚を許可せず、及び調解により和解した離婚事件並びに判決又は調解により養親子関係を維持する事件で、新たな事情又は新たな理由なくして、原告が六月以内に更に訴えを提起したものについては、受理しない。

## 第二節 審理前の準備

第二百五条 人民法院は立件の日から五日以内に訴状の副本を被告に送付しなければならない。被告は受領した日から十五日以内に答弁書を提出しなければならない。答弁書には被告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法、法人又はその他の組織の名称、住所及び代表者又は主たる責任者の氏名、役職、連絡方法を明記しなければならない。人民法院は答弁書を受領した日から五日以内に答弁書の副本を原告に送付しなければならない。

2 被告が答弁書を提出しない場合にも、人民法院の審理に影響を及ぼすことはない。

第二十六条 人民法院が受理を決定した事件については、事件受理通知書及び応訴通知書において、又は口頭により、当事者に対し関係する訴訟上の権利・義務を告知しなければならない。

第二十七条 人民法院が事件を受理した後において、当事者が、管轄権に対し異議がある場合には、答弁書を提出する期間内に異議を提出しなければならない。人民法院は、当事者が提出した異議について、審査しなければならない。異議が成立する場合には管轄権を有する人民法院に事件を移送する旨を裁定し、異議が成立しない場合には却下する旨を裁定する。

2 当事者が管轄異議を提出せずに応訴答弁をしている場合には、訴訟を受けた人民法院に管轄権を有するものとみなす。但し、級別管轄と専属管轄の規定に違反する場合を除く。

第二十八条 合議体の構成員が確定した後には、三日以内に当事者にこれを告知しなければならない。



第二百二十九条 裁判人員は、訴訟資料を誠実に照合審査し、且つ、必要な証拠を調査・収集しなければならない。

第二百三十条 人民法院は、人員を派遣して調査をさせる場合には、被調査人に対し証明書を提示させなければならない。

2 調査記録は、被調査人による校閲を経た後に、被調査人及び調査人が署名し、又は押印する。

第二百三十一条 人民法院は、必要な場合には、他の地方の人民法院に調査を委託することができる。

2 調査を委託する場合には、明確な項目及び要求を提出しなければならない。受託人民法院は、自発的に調査を補充することができる。

3 受託人民法院は、委託書を受領した後三十日以内に調査を完了しなければならない。事情により完了することができない場合には、当該期間内に書簡により委託人民法院に告知しなければならない。

第二百三十二条 共同して訴訟を行うべき当事者が訴訟に参加していない場合には、人民法院は、当該当事者に通知して訴訟に参加させなければならない。

第二百三十三条 人民法院は、受理した事件につき、状況に応じて以下の処理を行う。

- 一 当事者に争いがなく、督促手続規定の要件に適合する場合には、督促手続に入ることができる。
- 二 開廷前に調解できる場合、調解方式を採用して速やかに紛争を解決する。
- 三 事件の状況に基づき、簡易手続又は通常手続の適用を確定する。
- 四 開廷審理が必要な場合、当事者への証拠交換等の要求を通じて争点を明確にする。

### 第三節 開廷審理

第二百三十四条 人民法院は、民事事件を審理する場合には、国家機密若しくは個人のプライバシーに関わる事件又は法律に別段の定めがある事件を除き、公開して行われなければならない。

2 離婚事件及び営業秘密に関わる事件で、当事者が非公開審理を申し立てたものについては、公開しないで審理することができる。

第二百三十五条 人民法院は、民事事件を審理する場合において、必要に基づき巡回して審理を行うときは、現地において事件を取り扱う。

第三百三十六条 人民法院は、民事事件を審理する場合には、開廷の三日前までに当事者その他の訴訟参加人に通知しなければならない。公開して審理する場合には、当事者の氏名、事件名並びに開廷の期日及び場所を公告しなければならない。

第三百三十七条 開廷審理の前に、書記官は、当事者その他の訴訟参加人が出廷したか否かを調査して明らかにし、法廷の規律を宣告しなければならない。

2 開廷審理する際には、裁判長が当事者を照合し、事件名を宣告し、裁判人員及び書記官の名簿を宣告し、当事者に関する訴訟上の権利・義務を告知し、且つ、当事者に忌避の申立てを提出するか否かをたずねる。

第三百三十八条 法廷における調査は、次に掲げる順序に従って行う。

- 一 当事者の陳述
- 二 証人の権利・義務の告知、証人の証言並びに出廷していない証人の証言の朗読
- 三 書証、物証、視聴覚資料及び電子データの提示
- 四 鑑定意見の朗読
- 五 検証記録の朗読

第三百三十九条 当事者は、法廷において新しい証拠を提出することができる。

2 当事者は、法廷の許可を経て、証人、鑑定人及び検証人に質問することができる。

3 当事者が新たに調査、鑑定、又は検証を行うことを要求した場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。

第三百四十条 原告が訴訟上の請求を追加し、被告が反訴を提起し、又は第三者が当該事件に関連する訴訟上の請求を提起した場合には、併合して審理することができる。

第三百四十一条 法廷弁論は、次に掲げる順序により行う。

- 一 原告及びその訴訟代理人の発言。
- 二 被告及びその訴訟代理人の答弁。
- 三 第三者及びその訴訟代理人の発言又は答弁。
- 四 相互弁論。

2 法廷弁論が終結した場合には、裁判長が原告、被告及び第三者という順序に従い、それぞれの者の最終意見を聴取する。

第三百四十二条 法廷弁論が終結した場合には、法により判決を下さなければならない。判決前に調解することができる場合には、さらに調解することができる。調解が成立しない場合には、速やかに判決を下さなければならない。

第四百三十三条 原告が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒絶し、又は法廷の許可を得ないで中途退廷した場合には、訴えの取下げとして処理することができる。被告が反訴した場合には、欠席判決を下すことができる。

第四百三十四条 被告が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒絶し、又は法廷の許可を得ないで中途退廷した場合には、欠席判決を下すことができる。

第四百三十五条 判決を言い渡す前に、原告が訴えの取下げを申し立てた場合には、許可するか否かは、人民法院が裁定する。

2 人民法院が訴えの取下げを許可しない旨を裁定した場合において、原告が召喚状により召喚され、正当な理由なくして出廷を拒絶したときは、欠席判決をすることができる。

第四百三十六条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、開廷審理を延期することができる。

- 一 出廷すべき当事者その他の訴訟参加人が正当な理由があつて出廷しないとき。
- 二 当事者が臨時に忌避の申立てを提出したとき。
- 三 新たな証人に出廷するよう通知し、新たな証拠を収集調査し、改めて鑑定し、若しくは検証する必要がある、又は補充調査をする必要があるとき。
- 四 その他の延期すべきとき。

第四百三十七条 書記官は、法廷審理に係るすべての活動を記録に記入し、裁判人員及び書記官がこれに署名しなければならない。

2 法廷記録は、当該法廷において朗読しなければならない、当事者その他の訴訟参加人に、当該法廷において、又は五日以内に閲覧するよう告知することもできる。当事者その他の訴訟参加人は、自己の陳述記録に遺漏又は誤りがあると認める場合には、補正するよう申し立てる権利を有する。補正をしない場合には、当該申立てを記録しなければならない。

3 法廷記録は、当事者その他の訴訟参加人が署名し、又は押印する。署名及び押印を拒絶した場合には、事情を記載し記録に付けなければならない。

第四百三十八条 人民法院は、公開で審理し、又は非公開で審理する事件について、一律に公開して判決を言い渡す。

2 当該法廷において直ちに判決を言い渡す場合には、十日以内に判決書を発送しなければならない。期日を定めて判決を言い渡す場合には、判決の言い渡し後に、直ちに判決書を交付する。

3 判決を言い渡す場合には、当事者に上訴の権利、上訴の期間及び上訴する法院を告知しなければならない。

4 離婚判決を言い渡す場合には、判決の法的効力が生じる前に他の者と婚姻してはならない旨を当事者に告知しなければならない。

第四百九十九条 人民法院が普通手続を適用して審理する事件は、立件した日から六月以内に審理を終結しなければならない。特段の事由により延長する必要がある場合には、当該法院の院長が承認して、六月延長することができる。さらに延長する必要がある場合には、上級の人民法院に報告して承認を求める。

#### 第四節 訴訟の中止及び終結

第五百十条 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、訴訟を中止する。

- 一 当事者の一方が死亡し、相続人が訴訟に参加するか否かを表明するのを待つ必要があるとき。
  - 二 当事者の一方が訴訟行為能力を喪失し、法定代理人が確定されていないとき。
  - 三 当事者の一方である法人その他の組織が終了し、権利・義務の継承者が確定されていないとき。
  - 四 当事者の一方が不可抗力事由により、訴訟に参加することができなくなったとき。
  - 五 当該事件が別の事件の審理結果に依拠しなければならないものであって、当該別の事件の審理がなお終結していないとき。
  - 六 訴訟を中止すべきその他の事由があるとき。
- 2 訴訟を中止すべき事由が解消した後は、訴訟を再開する。

第五百十一条 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、訴訟を終結する。

- 一 原告が死亡し、相続人がなく、又は相続人が訴訟上の権利を放棄したとき。
- 二 被告が死亡し、遺産がなく、且つ義務を負うべき者がいないとき。
- 三 離婚事件の当事者の一方が死亡したとき。
- 四 尊属扶養費、配偶者扶養費又は卑属扶養費を請求する事件及び養親子関係を解除する事件の当事者の一方が死亡したとき。

#### 第五節 判決及び裁定

第五百十二条 判決書には判決結果と当該判決の理由を明記しなければならない。判決書には次の各号に掲げる事項が含まれる。

- 一 事件名、訴訟上の請求並びに係争に係る事実及び理由。
  - 二 判決で認定した事実及びその理由、適用した法律及びその理由。
  - 三 判決結果及び訴訟費用の負担。
  - 四 上訴期間及び上訴する法院。
- 2 判決書は、裁判人員及び書記官が署名し、人民法院の印章を押印する。

第一百五十三条 人民法院は、事件を審理する場合において、そのうちの一部の事実が既に明らかとなったときは、当該部分について先行して判決することができる。

第一百五十四条 裁定は次の各号に掲げる範囲に適用する。

- 一 受理しないとき。
- 二 管轄権に対して異議のあるとき。
- 三 訴えの提起を却下するとき。
- 四 保全及び先行執行。
- 五 訴えの取下げを許可し、又は許可しないとき。
- 六 訴訟を中止し、又は終結するとき。
- 七 判決書の記載上の誤りを補正するとき。
- 八 執行を中止し、又は終結するとき。
- 九 仲裁判断を取り消し、又は執行しないとき。
- 十 公証機関が強制執行の効力を賦与した債権文書を執行しないとき。
- 十一 裁定により解決することを必要とするその他の事項。

2 前項第一号から第三号までの定めに係る裁定については、上訴することができる。

3 裁定書には裁定結果とその裁定の理由を明記しなければならない。裁定書は、裁判人員と書記官が署名し、人民法院の印章を押印する。口頭による裁定の場合には、記録に記入する。

第一百五十五条 最高人民法院の判決及び裁定並びに法により上訴が許可されず、又は上訴期間が経過しても上訴していない判決及び裁定は、法的効力が生じた判決及び裁定となる。

第一百五十六条 公衆は法的効力が生じた判決書、裁定書を閲覧することができる。但し、国家機密、営業秘密及びプライバシーに関する内容はこの限りでない。

### 第十三章 簡易手続

第一百五十七条 基層人民法院及びその派出法廷は、事実が明らかであり、権利・義務関係が明確であり、係争が大きくない簡単な民事事件を審理する場合には、この章の規定を適用する。

2 基層人民法院及びその派出法廷が前項規定外の民事事件を審理する場合は、当事者双方の合意によっても、簡易手続を適用できる。

第一百五十八条 簡単な民事事件については、原告は、口頭により訴えを提起することができる。

2 当事者双方は、同時に基層人民法院又はその派出法廷に出頭し、紛争の解決を請求することができる。基層人民法院又はその派出法廷は、即時に審理することができ、別に期日を定めて審理することもできる。

第二百五十九条 基層人民法院及びその派出法廷は、簡単な民事事件を審理する場合には、簡便な方法をもって、当事者と証人を召喚し、訴訟文書を送達し、事件を審理することができる。但し、当事者に意見陳述の権利を保障しなければならない。

第一百六十条 簡単な民事事件は、裁判官一名が単独で審理を担当し、且つ、第三百三十六條、第三百三十八條及び第四百一十一條に定める制限を受けない。

第一百六十一條 人民法院は、簡易手続を適用して事件を審理する場合には、立件した日から三月以内に審理を終結しなければならない。

第一百六十二條 基層人民法院及びその派出法廷による審理が、第一百五十七條第一項所定の簡単な民事事件に適合し、訴訟価額が各省、自治区、直轄市前年度の就業者年平均賃金の百分の三十以下の場合、一審終審で行う。

第一百六十三條 人民法院の審理過程において、事件が簡易手続適用に相応しくないことが判明した場合、通常手続への変更を裁定する。

#### 第十四章 第二審の手続

第一百六十四條 当事者は、地方人民法院の第一審判決に対し不服のある場合には、判決書の送達の日から十五日以内に、直近上級の人民法院に対し上訴を提起する権利を有する。

2 当事者は、地方人民法院の第一審裁定に対し不服のある場合には、裁定書の送達の日から十日以内に、直近上級の人民法院に対し上訴を提起する権利を有する。

第一百六十五條 上訴する場合には、上訴状を提出しなければならない。上訴状には当事者の氏名、法人の名称及び法定代表者の氏名又はその他の組織の名称及び主たる責任者の氏名、原審人民法院の名称、事件の番号及び事件名、上訴の請求及び理由が含まれなければならない。

第一百六十六條 上訴状は、原審人民法院を通じて提出し、且つ、相手方当事者又は代表者の人数に応じて副本を提出しなければならない。

2 当事者が直接に第二審の人民法院に対し上訴する場合には、第二審の人民法院は、五日以内に上訴状を原審の人民法院に移送・交付しなければならない。

第一百六十七條 原審人民法院は、上訴状を受領した場合には、五日以内に上訴状の副本を相手方当事者に送達しなければならない。相手方当事者は受領した日から十五日以内に答弁書を提出する。人民法院は、答弁書を受領した日から五日以内に副本を上訴人に送達しなければならない。相手方当事者が答弁書を提出しない場合にも、人民法院の審理に影響を及ぼすことはない。

2 原審人民法院は、上訴状及び答弁書を受領した場合には、五日以内にすべての事件記録及び証拠とともに、第二審の人民法院に報告・送付しなければならない。

第百六十八条 第二審人民法院は、上訴上の請求に関する事実及び適用された法律について審査を行わなければならない。

第百六十九条 第二審の人民法院は、上訴事件については、合議体を構成し、開廷審理を行われなければならない。記録の閲覧及び調査並びに当事者への尋問を経て、新たな事実、証拠又は理由が提出されず、合議体が、開廷審理を行う必要がないと認めるときは、開廷審理を行わなくてもよい。

2 第二審の人民法院は、上訴事件を審理する場合には、当該法院において行うことができ、事件発生地又は原審人民法院の所在地において行うこともできる。

第百七十条 第二審の人民法院は上訴事件について、審理の上、次の各号に掲げる状況に応じてそれぞれ処理する。

- 一 原判決、原裁定の事実の認定が明らかであり、法律の適用が正確である場合には、判決、裁定をもって上訴を棄却し、原判決、原裁定を維持する。
- 二 原判決、原裁定の事実の認定に誤りがある、又は法律の適用に誤りがある場合には、判決、裁定をもって、法に基づいて改めて判決し、変更又は取消を行う。
- 三 原判決の認定した基本事実が明らかでない場合、原判決の取消を裁定し、原審の人民法院に差し戻して審理させ、又は事実を調査して明らかにした後に原判決を変更する。
- 四 原判決が、当事者の遺漏があり、又は不法な欠席判決等法定手続に著しく違反している場合には、原判決の取消を裁定し、原審の人民法院に差し戻して審理させる。

2 原審の人民法院が差戻審理の事件に対して判決した後、当事者が上訴した場合、第二審の人民法院は再び差戻審理としてはならない。

第百七十一条 第二審の人民法院は、第一審の人民法院の裁定に対し不服のある上訴事件の処理については、一律に裁定を用いる。

第百七十二条 第二審の人民法院は、上訴事件を審理する場合には、調解を行うことができる。調解により合意に達した場合には、調解書を作成しなければならない。裁判人員及び書記官が署名し、人民法院の印章を押印する。調解書が送達された後には、原審の人民法院の判決は、取り消されたものとみなす。

第百七十三条 第二審の人民法院の判決宣告前に、上訴人が上訴の取下げを申し立てた場合には、許可するか否かは、第二審の人民法院が裁定する。

第百七十四条 第二審の人民法院は、上訴事件を審理する場合には、この章の規定によるほか、第一審の普通手続を適用する。

第百七十五条 第二審の人民法院の判決及び裁定は、終審の判決及び裁定である。

第一百七十六条 人民法院は、判決に対する上訴事件を審理する場合には、第二審の立件の日から三月以内に審理を終結しなければならない。特段の事由により延長する必要がある場合には、当該法院の院長が承認する。

2 人民法院は、裁定に対する上訴事件を審理する場合には、第二審の立件の日から三十日以内に終審の裁定をしなければならない。

## 第十五章 特別手続

### 第一節 一般規定

第一百七十七条 人民法院が、選挙人資格事件、失踪宣告又は死亡宣告事件、公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力認定事件、無主財産認定事件、調解合意確認事件、担保権実行事件を審理する場合には、この章の規定を適用する。この章に規定していないものは、この法律その他の法律の関係規定を適用する。

第一百七十八条 この章に定める手続により審理する事件については、一審終審を実行する。選挙人資格事件又は重大若しくは判断が困難な事件は、裁判官が合議体を構成して審理する。その他の事件は、裁判官一名が単独で審理を担当する。

第一百七十九条 人民法院は、この章に定める手続により事件を審理する過程において、当該事件が民事上の権益に係る係争に属することを発見した場合には、特別手続の終結を裁定し、且つ、利害関係人に別に訴えを提起することができる旨を告知しなければならない。

第一百八十条 人民法院が特別手続を適用して審理する事件は、立件の日から三十日以内に、又は公告期間満了後三十日以内に審理を終結しなければならない。特段の事由により延長する必要がある場合には、当該法院の院長が承認する。但し、選挙人資格事件を審理する場合を除く。

### 第二節 選挙人資格事件

第一百八十一条 公民は、選挙委員会の選挙人資格に係る異議申立てについてなされた処理の決定に対し不服がある場合には、選挙日の五日前までに、選挙区所在地の基層人民法院に対し訴えを提起することができる。

第一百八十二条 人民法院は、選挙人資格事件を受理した後は、選挙日前に審理を終結しなければならない。

2 審理する場合には、訴えを提起した者、選挙委員会の代表及び関係する公民は参加しなければならない。

3 人民法院の判決書は、選挙日前に、選挙委員会及び訴えを提起した者に送達し、且つ、関係する公民に通知しなければならない。



### 第三節 失踪宣告及び死亡宣告事件

第八十三条 公民の行方が不明になり満二年が経過した場合において、利害関係人は、その者の失踪宣告を申し立てるときは、行方不明者の住所地の基層人民法院に対し提出する。

2 申立書には、失踪の事実、期間及び請求を記載し、且つ、当該公民の行方不明に関する公安機関その他の関係機関の書面による証明を添付しなければならない。

第八十四条 公民の行方が不明になり満四年が経過した場合、不慮の事故により行方が不明になり満二年が経過した場合、又は不慮の事故により行方が不明になり、当該公民に生存の可能性がないことに関する関係機関の証明を得た場合において、利害関係人は、当該公民の死亡宣告を申し立てるときは、行方不明者の住所地の基層人民法院に対し提出する。

2 申立書には、行方不明の事実、期間及び請求を記載し、且つ、当該公民の行方不明に関する公安機関若しくはその他の関係機関の書面による証明を添付しなければならない。

第八十五条 人民法院は、失踪宣告又は死亡宣告事件を受理した後に、行方不明者を捜索する公告を発しなければならない。失踪宣告の公告期間は三月とし、死亡宣告の公告期間は一年とする。不慮の事故により行方が不明になり、当該公民に生存の可能性がないことに関する関係機関の証明を得た場合には、死亡宣告の公告期間は、三月とする。

2 公告期間が満了した場合には、人民法院は、失踪又は死亡を宣告された事実が確認されたか否かに基づき、失踪宣告若しくは死亡宣告の判決又は申立て棄却の判決を下さなければならない。

第八十六条 失踪又は死亡を宣告された公民が再び出現し、本人又は利害関係人の申立てを経た場合には、人民法院は、新たな判決を下し、原判決を取り消さなければならない。

### 第四節 公民の民事行為無能力及び制限民事行為能力認定事件

第八十七条 公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の認定を申し立てる場合には、その近親者若しくはその他の利害関係人が、当該公民の住所地の基層人民法院に対し提出する。

2 申立書には、当該公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の事実及び根拠を記載しなければならない。

第八十八条 人民法院は、申立てを受理した後において、必要なときは、民事行為無能力又は制限民事行為能力の認定を請求された公民に対し、鑑定を行わなければならない。申立人が既に鑑定意見を提供している場合には、鑑定意見について審査を行わなければならない。

第八十九条 人民法院が公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力認定事件を審理する場合には、当該公民の近親者が代理人にならなければならない。但し、当該近親者が申立人である場合を除く。近親者が相互に責任を転嫁する場合には、人民法院がそのうちの一名を

指定し、代理人とする。当該公民の健康状況が許す場合には、更に本人の意見を聴取しなければならない。

2 人民法院は、審理を経て申立てに係る事実に根拠があると認定する場合には、当該公民は民事行為無能力者又は制限民事行為能力者である旨を判決する。申立てに係る事実に根拠がないと認定する場合には、棄却の判決を下さなければならない。

第一百九十条 人民法院は、民事行為無能力者若しくは制限民事行為能力者であると認定された者又はその者の後見人の申立てに基づき、当該公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の事由が既に解消していることが実証された場合には、新たな判決を下し、原判決を取り消さなければならない。

#### 第五節 無主財産認定事件

第一百九十一条 無主財産の認定を申し立てる場合には、公民、法人又はその他の組織が財産の所在地の基層人民法院に提出する。

2 申立書には、財産の種類、数量及び無主財産認定を請求する根拠を記載しなければならない。

第一百九十二条 人民法院は、申立てを受理した後に、審査及び事実確認を経て、財産確認・受領公告を発しなければならない。公告して満一年が経過し、なお確認し、受領する者がいない場合には、無主財産認定の判決を下し、国又は集団の所有とする。

第一百九十三条 無主財産認定の判決を下した後に、原財産所有者又は相続人が出現した場合において、民法通則に定める訴訟時効期間内であるときは、その者は、財産について請求を提出することができる。人民法院は、審査の結果、事実であったことが判明した後に、新たな判決を下し、原判決を取り消さなければならない。

#### 第六節 調解合意確認事件

第一百九十四条 調解合意の司法確認を申し立てる場合には、双方当事人は、人民調解法等の法律に基づき、調解合意の効力が生じた日から三十日以内に、共同で調解組織所在地の基層人民法院に提出する。

第一百九十五条 人民法院は、申立ての受理後に審査を行い、法律規定に適合する場合には、調解合意が有効である旨を裁定する。一方当事者が履行を拒否し又はすべて履行を行わない場合には、相手方当事者は人民法院に対して執行の申立てができる。法律規定に適合していない場合には、申立ての却下を裁定し、当事者は調解の方法により、調解合意の変更又は新たな調解合意を締結することができ、人民法院に訴えを提起することもできる。

#### 第七節 担保物権実行事件

第九十六条 担保物権実行の申立ては、担保物権者その他担保物権実行を請求する権利者が物権法等の法律に基づき、担保財産の所在地又は担保物権登記地の基層人民法院に提出する。

第九十七条 人民法院は申立てを受理した後に審査を行い、法律規定に適合している場合には、担保財産の競売、換価を裁定する。当事者はその裁定に基づいて人民法院に執行を申し立てることができる。法律規定に適合しない場合には、申立ての却下を裁定し、当事者は人民法院に訴えを提起することができる。

## 第十六章 裁判監督手続

第九十八条 各級の人民法院の院長は、既に法的効力が生じた当該法院の判決、裁定、調解書について、明らかな誤りがあり、再審の必要があると認めた場合には、裁判委員会に提出し、討論の上決定しなければならない。

2 最高人民法院は、既に法的効力が生じた地方の各級人民法院の判決、裁定、調解書について、また上級の人民法院は、既に法的効力を生じた下級の人民法院の判決、裁定、調解書について、明らかな誤りのあることを発見した場合には、それぞれ再審し、又は下級の人民法院に再審を命ずる権限を有する。

第九十九条 当事者は、既に法的効力が生じた判決、裁定について誤りがあると認める場合には、直近上級の人民法院に再審を申し立てることができる。一方当事者の人数が多い事件又は当事者双方が公民である事件については、原審の人民法院に再審を申し立てることができる。当事者が再審を申し立てた場合、判決、裁定の執行は停止しない。

第二百条 当事者の申立てが次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は再審をしなければならない。

- 一 新たな証拠があり、原判決又は裁定を覆すに足りる場合。
- 二 原判決、裁定で認定された基本事実が証拠による証明を欠く場合。
- 三 原判決、裁定の事実認定における主たる証拠が偽造されたものであった場合。
- 四 原判決、裁定の事実認定における主たる証拠が質疑を経ていない場合。
- 五 事件の審理に必要な主たる証拠につき、当事者が客観的な理由により自ら収集することができず、書面により人民法院に調査・収集するよう申し立てた場合において、人民法院が調査・収集を行わなかった場合。
- 六 原判決、裁定の法律適用に明らかな誤りがある場合。
- 七 裁判組織の構成が適法的でないとき、又は法により回避すべき裁判人員が回避をしなかった場合。
- 八 訴訟行為無能力者が法定代理人による訴訟代理を経ず、又は訴訟に参加すべき当事者が本人若しくはその訴訟代理人の責めに帰さない事由により訴訟に参加できなかった場合。
- 九 法律の規定に違反して、当事者の弁論権を剥奪した場合。
- 十 召喚状による召喚を経ずに、欠席判決を行った場合。

十一 原判決又は裁定に訴訟請求の遺漏があったとき、又は原判決、裁定が訴訟請求を越えた場合。

十二 原判決又は裁定の基礎となる法律文書が取り消され、又は変更された場合。

十三 裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私利を図る行為、法律を枉げて裁判する行為があった場合。

第二百一条 当事者は、既に法的効力が生じた調解書について、調解が自由意思によるという原則に違反し、又は調解合意の内容が法律に違反することを証拠をもって証明した場合には、再審を申し立てることができる。人民法院が審査した結果、事実であった場合には、再審しなければならない。

第二百二条 当事者は、既に法的効力が生じた婚姻関係解除の判決、調解書については、再審を申し立てることができない。

第二百三条 当事者は、再審を申し立てる場合には、再審申立書等の資料を提出しなければならない。人民法院は、再審申立書を受領した日から五日以内に再審申立書の副本を相手方当事者に発送しなければならない。相手方当事者は、再審申立書の副本を受領した日から十五日以内に書面による意見を提出しなければならない。書面による意見を提出しない場合も、人民法院の審査に影響を及ぼすことはない。人民法院は、申立人及び相手方当事者に関係資料の補充を要請し、関係事項を質問することができる。

第二百四条 人民法院は再審の申立書を受け取った日から三月以内に審査し、この法律の規定に適合した場合は再審の裁定を下さなければならない。この法律の規定に適合していない場合は、申立て棄却の裁定を下す。特別な事情により延長する必要がある場合は、当該人民法院の院長がこれを許可する。

2 当事者の申立てにより再審の裁定が下された事件は、中級人民法院以上の人民法院が審理する。但し、当事者が第九十九条の規定に基づいて基層人民法院を選択して再審を申し立てる場合はこの限りでない。最高人民法院又は高級人民法院が再審の裁定を下した事件については、当該人民法院が自ら再審を行い、又はその他の人民法院に引渡して再審を行わせることができ、また原審の人民法院に差し戻して再審を行わせることもできる。

第二百五条 当事者は、再審を申し立てる場合には、判決、裁定の法的効力が生じた後六月以内に提出しなければならない。第二百条第一号、第三号、第十二号、第十三号に規定する状況に該当する場合には、それを知り又は知ることができた日から六月以内に提出しなければならない。

第二百六条 裁判監督手続に基づいて再審を決定した事件については、原判決、原裁定、原調解書の執行を中止する旨の裁定をする。但し、尊属扶養費、配偶者扶養費、卑属扶養費、補償金、医療費用、労働報酬等の支払い督促の事件については、執行を中止しないことができる。

第二百七条 人民法院が裁判監督手続に従い再審する事件は、法的効力が生じた判決又は裁定が第一審の人民法院により下されたものである場合には、第一審の手続に従い審理する。

下された判決又は裁定について、当事者は、上訴することができる。法的効力が生じた判決又は裁定が第二審の人民法院により下されたものである場合には、第二審の手續に従い審理する。下された判決又は裁定は、法的効力が生じた判決又は裁定とする。上級の人民法院が裁判監督手續に従い自ら再審する場合には、第二審の手續に従い審理する。下された判決又は裁定は、法的効力が生じた判決又は裁定とする。

2 人民法院は、再審事件を審理する場合には、別に合議体を構成しなければならない。

第二百八条 最高人民検察院は、既に法的効力を生じた各級人民法院の判決、裁定について、上級の人民検察院は既に法的効力を生じた下級の人民法院の判決、裁定について、第二百条に規定する事由のいずれかに該当すること、又は調解書が国家利益、社会公共利益を害することを発見した場合には、抗訴<sup>2</sup>しなければならない。

2 地方の各級人民検察院が、既に法的効力が生じた同級の人民法院の判決、裁定について、第二百条に規定する事由のいずれかに該当すること、又は調解書が国家利益、社会公共利益を害することを発見した場合には、同級の人民法院に検察の提案を提出し、且つ上級人民検察院に報告することができる。また上級の人民検察院に同級の人民法院に対して抗訴するように促すこともできる。

3 各級の人民検察院は裁判監督手續以外のその他の裁判手續の中での裁判人員の不法行為について、同級の人民法院に検察の提案を提出する権限を有する。

第二百九条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当事者は、人民検察院に対して検察の提案又は抗訴の申立てを行うことができる。

- 一 人民法院が再審の申立てを却下した場合。
- 二 人民法院が期限が過ぎても再審の申立てに対する裁定を下さない場合。
- 三 再審の判決、裁定に明らかな誤りがある場合。

2 人民検察院は、当事者の申立てについて三月以内に審査し、検察の提案又は抗訴を提出するか否かの決定を行わなければならない。当事者は、人民検察院に対する検察の提案又は抗訴の申立てを再び行ってはならない。

第二百十条 人民検察院は、法律監督の職責履行のために検察の提案又は抗訴を提出する必要がある場合には、当事者又はその他の者に対して関係状況の調査、事実確認をすることができる。

第二百十一条 人民検察院が抗訴を申し立てた事件について、抗訴を受けた人民法院は、抗訴状の受領日から三十日以内に再審の裁定を下さなければならない。第二百条第一号から第一号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、直近下級の人民法院に引き渡し再審を行わせることができる。但し、原審の人民法院が再審を行う場合を除く。

---

<sup>2</sup> 抗訴とは、法的権限を持つ機関が国を代表して監督権を行使し、誤りがあると認める第一審の判決又は裁定について、直近上級の人民法院に再度裁判を行うよう請求する訴訟行為。訳文では「抗訴」としました。  
——訳注

第二百十二条 人民検察院が、人民法院の判決、裁定、調解書に対して抗訴の提出を決定した場合には、抗訴状を作成しなければならない。

第二百十三条 人民検察院が抗訴を提起した事件について再審するときは、人民法院は、人民検察院に対し、人員を派遣して法廷に出席させるよう通知しなければならない。

## 第十七章 督促手続

第二百十四条 債権者が債務者に金銭又は有価証券の給付を請求する場合において、次の各号に掲げる要件に適合するときは、管轄権を有する基層人民法院に支払命令を申し立てることができる。

- 一 債権者と債務者にその他の債務紛争がないこと。
- 二 支払命令を債務者に送達することができること。

2 申立書には、金銭又は有価証券の給付を請求する数量並びに根拠とする事実及び証拠を記載しなければならない。

第二百十五条 債権者が申立てを提出した後に、人民法院は、五日以内に債権者に受理するか否かを通知しなければならない。

第二百十六条 人民法院は、申立てを受理した後に、債権者が提出した事実及び証拠を審査し、債権・債務関係が明確であり、且つ適法である場合には、受理した日から十五日以内に債務者に支払命令を発しなければならない。申立てが成立しない場合には、却下する旨を裁定する。

2 債務者は、支払命令を受領した日から十五日以内に債務を全額弁済し、又は人民法院に書面による異議を提出しなければならない。

3 債務者が前項に定める期間内に異議を提出せず、且つ、支払命令を履行しない場合には、債権者は、人民法院に執行を申し立てることができる。

第二百十七条 人民法院は、債務者が提出した書面による異議を受領した後、審査を行い、異議が成立する場合には、督促手続を終結する旨を裁定しなければならない。支払命令は自動的に効力を失う。

2 支払命令が効力を失った場合、訴訟手続に移行する。但し、支払命令の申立てを行った当事者が訴訟の提起に同意しない場合を除く。

## 第十八章 公示催告手続

第二百十八条 規定に従い裏書譲渡可能な手形の所持人は、手形が盗まれ、紛失し、又は滅失した場合には、手形の支払地の基層人民法院に公示催告を申し立てることができる。法律

の規定により公示催告を申し立てることができるその他の事項には、この章の規定を適用する。

2 申立人は、人民法院に申立書を提出し、券面額、振出人、所持人及び裏書人等の手形の主たる内容並びに申立ての理由及び事実を記載しなければならない。

第二百十九条 人民法院は、申立てを受理する旨を決定した場合には、同時に支払人に支払いを停止するよう通知し、且つ、三日以内に公告を発し、利害関係人に権利を届け出るよう催告しなければならない。公示催告の期間は、人民法院が、状況に応じて決定する。但し、六十日を下回ってはならない。

第二百二十条 支払人は、人民法院の支払停止に係る通知を受領した場合には、公示催告手続が終結するに至るまで、支払いを停止しなければならない。

2 公示催告期間においては、手形上の権利の譲渡行為は、無効とする。

第二百二十一条 利害関係人は、公示催告期間内に、人民法院に届け出なければならない。

2 人民法院は、利害関係人の届出を受領した後に、公示催告手続を終結する旨を裁定し、且つ、申立人及び支払人に通知しなければならない。

3 申立人又は届出人は、人民法院に対し訴えを提起することができる。

第二百二十二条 届出をする者がいない場合には、人民法院は、申立人の申立てに基づき、判決をし、手形の無効を宣告しなければならない。判決は、公告し、且つ、支払人に通知しなければならない。判決の公告の日から、申立人は、支払人に対し支払いを請求する権利を有する。

第二百二十三条 利害関係人は、正当な理由により、判決前に人民法院に届け出ることができなかつた場合には、判決の公告を知った日、又は知ることができた日から一年以内に、判決をした人民法院に訴えを提起することができる。

### 第三編 執行手続

#### 第十九章 一般規定

第二百二十四条 法的効力が生じた民事判決及び民事裁定並びに刑事判決及び刑事裁定における財産部分は、第一審の人民法院又は第一審の人民法院と同級の、執行される財産の所在地の人民法院が執行する。

2 法律の規定により、人民法院が執行するその他の法律文書は、被執行人の住所地又は執行される財産の所在地の人民法院が執行する。

第二百二十五条 当事者又は利害関係人は、執行行為が法律の規定に違反すると考える場合には、執行につき責任を負う人民法院に書面による異議を提出することができる。当事者又は利害関係人が書面による異議を提出した場合には、人民法院は、書面による異議を受領した日から十五日以内に審査しなければならない。理由が成立する場合には取り消し、又は是正する旨を裁定し、理由が成立しない場合には棄却する旨を裁定する。当事者又は利害関係人は、裁定に対し不服がある場合には、裁定の送達日から十日以内に直近上級の人民法院に対し再議を申し立てることができる。

第二百二十六条 人民法院が執行申立書を受領した日から六月を過ぎても執行していない場合には、執行申立人は、直近上級の人民法院に執行を申し立てることができる。直近上級の人民法院は、審査を経て、原審の人民法院に一定の期間内に執行するよう命ずることができるほか、当該法院が自ら執行する旨を決定し、又はその他の人民法院に執行を命ずることもできる。

第二百二十七条 執行の過程において、事件外の者が執行の目的物について書面による異議を提出した場合には、人民法院は、書面による異議を受領した日から十五日以内に審査しなければならない。理由が成立する場合には、当該目的物に対する執行を中止する旨を裁定し、理由が成立しない場合には、棄却する旨を裁定する。事件外の者又は当事者は、裁定に対し不服があり、原判決又は裁定に誤りがあると認める場合には、裁判監督手続により処理する。原判決又は裁定と関係がない場合には、裁定の送達日から十五日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第二百二十八条 執行業務は、執行員がする。

2 強制執行措置を講ずる場合には、執行員は、証明書を提示しなければならない。執行を完了した後は、執行の状況について記録を作成し、立ち会った関係者が署名し、又は押印しなければならない。

3 人民法院は、必要に応じて執行機構を設立することができる。

第二百二十九条 被執行人又は執行される財産が管轄外に所在する場合には、当該地の人民法院に委託して執行を代行させることができる。受託した人民法院は、委託書を受領した後十五日以内に、執行を開始しなければならない。拒絶してはならない。執行が完了した後は、遅滞なく執行結果を委託した人民法院に書面により回答しなければならない。三十日以内になお執行が完了していない場合にも、執行状況を委託した人民法院に書面により報告しなければならない。

2 受託した人民法院が委託書を受領した日から十五日以内に執行しない場合には、委託した人民法院は、受託した人民法院の上級の人民法院に対し、受託した人民法院による執行を指令するよう請求することができる。

第二百三十条 執行において、当事者双方が自ら和解し、合意に達した場合には、執行員は、合意内容を記録に記入しなければならない。当事者双方が署名し、又は押印する。



2 執行申立人が詐欺、脅迫を受けて被執行人と和解合意をした場合、又は当事者が和解合意を履行しない場合には、人民法院は当事者の申立てに基づき、それ以前に効力の生じた法律文書の執行を回復することができる。

第二百三十一条 執行において、被執行人が人民法院に対し担保を提供し、且つ、執行申立人の同意を得た場合には、人民法院は、執行を暫定的に猶予し、及び執行の期限を暫定的に延長することができる。被執行人が期間を徒過しても、なお履行しない場合には、人民法院は、被執行人の担保財産又は担保人の財産を執行する権限を有する。

第二百三十三条 被執行人である公民が死亡した場合には、その者の遺産をもって債務を弁済する。被執行人である法人その他の組織が消滅した場合には、その権利・義務の継承者が義務を履行する。

第二百三十三条 執行が完了した後に、執行の根拠である判決、裁定その他の法律文書に明らかに誤りがあり、人民法院により取り消された場合には、既に執行された財産について、人民法院は、裁定を下し、財産を取得した者に返還するよう命じ、返還を拒絶した場合には、強制執行をしなければならない。

第二百三十四条 人民法院が作成する調解書の執行には、この編の規定を適用する。

第二百三十五条 人民検察院は、民事執行活動に対して法律監督を行う権限を有する。

## 第二十章 執行の申立て及び移送

第二百三十六条 法的効力が生じた民事判決及び民事裁定については、当事者は、履行しなければならない。当事者の一方が履行を拒絶した場合には、相手方当事者は、人民法院に執行を申し立てることができ、裁判官が執行員に移送して執行させることもできる。

2 調解書その他の人民法院が執行すべき法律文書については、当事者は、履行しなければならない。当事者の一方が履行を拒絶した場合には、相手方当事者は、人民法院に執行を申し立てることができる。

第二百三十七条 法により設立された仲裁機構の判断について、当事者の一方が履行しない場合には、相手方当事者は、管轄権を有する人民法院に対し執行を申し立てることができる。申立てを受けた人民法院は、執行しなければならない。

2 被申立人が証拠を提出して、仲裁判断が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証明した場合には、人民法院が合議体を構成し審査して事実と照合し、執行しない旨を裁定する。

- 一 当事者が契約において仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意に達しなかった場合。
- 二 判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構が仲裁する権限を有しなかった場合。

- 三 仲裁廷の構成又は仲裁手続が法の定める手続に違反した場合。
- 四 仲裁判断の根拠である証拠が偽造である場合。
- 五 相手方当事者が仲裁機関に対して公正な判断に十分な影響を与える証拠を隠蔽した場合。
- 六 当該事件を仲裁した際に、仲裁員が汚職・収賄行為、私情にとらわれて不正をする行為又は法をまげて判断する行為を行った合。

3 人民法院は、当該判断の執行が社会的公共利益に反すると認定した場合には、執行しない旨を裁定する。

4 裁定書は、当事者双方及び仲裁機関に送達しなければならない。

5 仲裁判断が人民法院により執行しない旨を裁定された場合には、当事者は、双方が合意した書面による仲裁合意に基づき、改めて仲裁を申し立てることができ、また人民法院に対し訴えを提起することもできる。

第二百三十八条 公証機関が法により強制執行の効力を賦与した債権文書について、当事者の一方が履行しない場合には、相手方当事者は、管轄権を有する人民法院に執行を申し立てることができる。申立てを受けた人民法院は、執行しなければならない。

2 公証債権文書に明らかに誤りがある場合には、人民法院は、執行しない旨を裁定し、且つ、裁定書を当事者双方及び公証機関に送達する。

第二百三十九条 執行を申し立てる期間は、二年とする。執行申立時効の停止及び中断には、訴訟時効の停止及び中断に関する法律の規定を適用する。

2 前項に定める期間は、法律文書が定める履行期間の最終日から起算する。法律文書が分割した履行期間を定めている場合には、所定の各履行期間の最終日から起算する。法律文書が履行期間を定めていない場合には、法律文書の効力発行日から起算する。

第二百四十条 執行員が執行申立書を受け取り、又は執行書を送付し、交付する場合には、被執行者に対して執行通知を発しなればならず、且つ直ちに強制執行措置を採ることができる。

## 第二十一章 執行措置

第二百四十一条 被執行人は、執行通知書に従って法律文書により確定された義務を履行しない場合は、その時点及び執行通知書の受領日より前の一年間の財産状況を報告しなければならない。被執行人が報告を拒否し、又は偽った場合には、人民法院は、情状の軽重に応じ、被執行人若しくはその法定代理人又は関係単位の主たる責任者若しくは直接責任者に過料又は拘留に処することができる。

第二百四十二条 被執行人が執行通知書に従って法律文書により確定された義務を履行しない場合には、人民法院は、関係機関に対して被執行人の預金、債券、株券、ファンド持分等

の財産に関する状況を調査・照会する権利を有する。人民法院は、状況に応じて被執行者の財産に対して差押、凍結、振替、換価を行う権利を有する。人民法院が調査・照会、差押、凍結、振替、換価を行う財産は被執行人が履行すべき義務の範囲を超えてはならない。

2 人民法院が財産の差押、凍結、振替、換価を決定した場合には、裁定を下さなければならず、且つ執行協力通知書を発行し、関係機関はこれを処理しなければならない。

第二百四十三条 被執行人が執行通知書に従って法律文書により確定された義務を履行しない場合には、人民法院は、被執行人が義務を履行すべき部分の収入を差し押え、又は引き出す権限を有する。但し、被執行人及びその扶養家族の生活必需費用は、保留しなければならない。

2 人民法院が収入を差し押え、引き出す場合には、裁定を下し、且つ、執行協力通知書を発ししなければならない。被執行人が所属する単位及び銀行、信用合作社その他の貯蓄業務を有する単位は、これを処理しなければならない。

第二百四十四条 被執行人が執行通知書に従って法律文書により確定された義務を履行しない場合には、人民法院は、被執行人が義務を履行すべき部分の財産を封印し、差し押え、凍結し、競売し、及び換価する権限を有する。但し、被執行人及びその扶養家族の生活必需品は、保留しなければならない。

2 前項に定める措置を講ずる場合には、人民法院は、裁定を下さなければならない。

第二百四十五条 人民法院が財産を封印し、又は差し押える場合において、被執行人が公民であるときは、被執行人又はその成人の家族に立ち会うよう通知しなければならない。被執行人が法人若しくはその他の組織であるときは、その法定代表者又は主たる責任者に立ち会うよう通知しなければならない。立会いを拒絶した場合においても、執行に影響を及ぼすことはない。被執行人が公民であるときは、その勤務単位又は財産所在地の基層組織は、人員を派遣して参加させなければならない。

2 封印され、又は差し押えられた財産については、執行員は、台帳を作成し、立会人が署名し、又は押印した後に、被執行人に一通を交付しなければならない。被執行人が公民であるときは、その成人の家族に一通を交付することもできる。

第二百四十六条 封印された財産については、執行員は、被執行人を指定し、保管につき責任を負わせることができる。被執行人の過失により生じた損害は、被執行人が負担する。

第二百四十七条 財産が封印、差押された後に、執行員は、被執行人に対して、指定の期間内に法律文書で確定された義務を履行するよう命じなければならない。被執行人が期限を徒過しても履行していない場合、人民法院は封印、差し押さえられた財産を競売しなければならない。競売に適さない又は当事者双方が競売を行わないことに同意した場合には、人民法院は関係機関に換価を委託するか又は自ら換価を行うことができる。国が自由売買を禁止している物品につき、国家の定める価格により関係機関に買い上げさせる。

第二百四十八条 被執行人が法律文書に定める義務を履行せず、且つ、財産を隠匿した場合には、人民法院は、捜査令状を発し、被執行人及びその住所又は財産の隠匿地に対し捜査をする権限を有する。

2 前項に定める措置を講ずる場合には、院長が捜査令状を発行する。

第二百四十九条 法律文書により引渡を指定されている財産、物品又は証票は、執行員が当事者双方を召喚して直接引き渡させ、又は執行員が転送して引き渡し、且つ、引き渡された者が署名の上、受領する。

2 関係単位が当該財産、物品又は証票を保有する場合には、人民法院の執行協力通知書に基づき転送して引き渡し、且つ、引き渡された者が署名の上、受領しなければならない。

3 関係する公民が当該財産、物品又は証票を保有する場合には、人民法院は、当該公民に通知して提出させなければならない。提出を拒絶した場合には、強制執行をする。

第二百五十条 家屋の強制明渡又は土地の強制退去は、院長が公告を署名して発行し、被執行人に指定の期間内に履行するよう命ずる。被執行人が期間を徒過しても履行しない場合には、執行員が強制執行する。

2 強制執行をする場合において、被執行人が公民であるときは、被執行人又はその成人の家族が立ち会うよう通知しなければならない。被執行人が法人その他の組織であるときは、その法定代表者又は主たる責任者に立ち会うよう通知しなければならない。立会いを拒絶した場合にも、執行に影響を及ぼさない。被執行人が公民であるときは、その勤務単位又は家屋若しくは土地の所在地の基層組織が人員を派遣して参加させなければならない。執行員は、強制執行の状況を記録に記入しなければならない。立会人が署名し、又は押印する。

3 家屋の強制明渡しにより搬出される財産、物品は、人民法院が人員を派遣して指定の場所に運送して被執行人に引き渡す。被執行人が公民であるときは、その成人の家族に引き渡すこともできる。受領を拒絶することによって生じた損害は、被執行人が負担する。

第二百五十一条 執行中において、関係する財産権証書の移転手続をする必要のある場合には、人民法院は、関係単位に対し執行協力通知書を発することができ、関係単位はこれを処理しなければならない。

第二百五十二条 判決、裁定その他の法律文書が指定する行為について、被執行人が執行通知書に従って履行しない場合には、人民法院は、強制執行をし、又は関係単位その他の者に委託して完了させることができる。費用は、被執行人が負担する。

第二百五十三条 被執行人が判決、裁定その他の法律文書が指定する期間内に金銭給付の義務を履行しない場合には、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払わなければならない。被執行人が判決、裁定その他の法律文書が指定する期間内にその他の義務を履行しない場合には、履行遅延金を支払わなければならない。

第二百五十四条 人民法院が第二百四十二条、第二百四十三条、第二百四十四条に定める執行措置を講じた後において、被執行人は、なお債務を弁済することができないときは、継続して義務を履行しなければならない。債権者は、被執行人がその他の財産を有することを発見した場合には、随時人民法院に執行を請求することができる。

第二百五十五条 被執行人が法律文書により確定された義務を履行しない場合には、人民法院は、当該被執行人に対し、出国制限並びに信用情報調査システム記録及びメディアを通じた義務不履行情状の公表並びに法律に定めるその他の措置を自ら行い、又は関係単位に協力を求めてこれらの措置を行うことができる。

## 第二十二章 執行の中止及び終結

第二百五十六条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は、執行を中止する旨を裁定しなければならない。

- 一 申立人が執行を延期してもよい旨を表示した場合。
- 二 事件外の者が執行の目的物について、明らかに理由のある異議を提出した場合。
- 三 当事者の一方の公民が死亡し、相続人が権利を承継し、又は義務を負うのを待つ必要のある場合。
- 四 当事者の一方の法人若しくはその他の組織が消滅し、権利・義務の継承者が確定していない場合。
- 五 人民法院が執行を中止すべきであると認めるその他の事由。

2 中止の事由が消失した後には、執行を再開する。

第二百五十七条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は、執行を終結する旨を裁定する。

- 一 申立人が申立てを取り下げた場合。
- 二 執行の根拠となる法律文書が取り消された場合。
- 三 被執行人である公民が死亡し、執行に供することができる資産がなく、且つ、義務を負う者がいない場合。
- 四 尊属扶養費扶助費、配偶者扶養費又は卑属扶養費の請求事件の権利者が死亡した場合。
- 五 被執行人である公民が生活困難により、借入金を弁済する能力がなく、収入源がなく、且つ、労働能力を喪失した場合。
- 六 人民法院が執行を終結させるべきであると認めるその他の事由がある場合

第二百五十八条 執行の中止及び終結に係る裁定は、当事者に送達された後に、直ちに効力を生ずる。

## 第四編 涉外民事訴訟手続の特別規定

### 第二十三章 一般原則

第二百五十九条 中華人民共和国の領域内において涉外民事訴訟を行う場合には、この編の規定を適用する。この編に規定がない場合には、この法律のその他の関係規定を適用する。

第二百六十条 中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約にこの法律と異なる規定がある場合には、当該国際条約の規定を適用する。但し、中華人民共和国が保留する旨を声明した条項については、この限りでない。

第二百六十一条 外交上の特権及び免除権を有する外国人、外国組織又は国際機関に対して提起された民事訴訟は、中華人民共和国の関係法律及び中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約の規定に基づいて処理しなければならない。

第二百六十二条 人民法院は、涉外民事事件を審理する場合には、中華人民共和国において通用する言語及び文字を使用しなければならない。当事者が通訳及び翻訳の提供を請求する場合には、提供することができる。費用は、当事者が負担する。

第二百六十三条 外国人、無国籍者又は外国の企業若しくは組織は、人民法院に訴えを提起し、又は応訴し、弁護士に訴訟代理を委任する必要がある場合には、中華人民共和国の弁護士に委任しなければならない。

第二百六十四条 中華人民共和国の領域内に住所を有しない外国人、無国籍者又は外国の企業若しくは組織が中華人民共和国の弁護士その他の人員に訴訟代理を委任し、中華人民共和国の領域外から送付し、又は委託交付する授權委任状は、所在する国の公証機関の証明を得て、且つ、当該国に駐在する中華人民共和国の大使館若しくは領事館の認証を得た場合、又は中華人民共和国と当該所在国とが締結した関係条約に定める証明手続を履行した場合に限り、効力を有する。

## 第二十四章 管轄

第二百六十五条 契約紛争その他の財産権益に係る紛争により、中華人民共和国の領域内に住所を有しない被告に対し提起された訴訟については、契約が中華人民共和国の領域内において締結又は履行され、又は訴訟の目的物が中華人民共和国の領域内にあり、被告が中華人民共和国の領域内に差押えに供することができる財産を有し、又は被告が中華人民共和国の領域内に代表機構を設置している場合には、契約締結地、契約履行地、訴訟の目的物の所在地、差押えに供することができる財産の所在地、権利侵害行為の実施地又は代表機構の住所地の人民法院が管轄することができる。

第二百六十六条 中華人民共和国において中外合弁企業契約、中外合作経営企業契約又は中外合作自然資源探査・開発契約の履行に起因して発生した紛争について提起される訴訟は、中華人民共和国の人民法院が管轄する。

## 第二十五章 送達及び期間

第二百六十七条 人民法院は、中華人民共和国の領域内に住所を有しない当事者に対して訴訟文書を送達する場合には、次の各号に掲げる方式を採用することができる。

- 一 送達を受けるべき者の所在国と中華人民共和国とが締結する、又は共同に参加している国際条約中に定める方式に従って送達する。
- 二 外交ルートを通じて送達する。
- 三 送達を受けるべき者が中華人民共和国の国籍を有する場合には、その所在国の中華人民共和国の大使館又は領事館に委託して送達させる。
- 四 送達を受けるべき者が委託した、代理して送達を受ける権利を有する訴訟代理人に送達する。
- 五 送達を受けるべき者が中華人民共和国の領域内に設立した代表機構、又は送達を受ける権利を有する支店<sup>3</sup>等、若しくは業務代行者に送達する。
- 六 送達を受けるべき者の所在国の法律が郵便による送達を認めている場合には、郵便による送達をすることができる。郵便日から満三経過し、送達受領証が返送されなくても、各種の状況に基づき、既に送達されたものと認定するに足りる場合には、期間満了の日に送達されたものとみなす。
- 七 ファクシミリ、電子メール等、送達を受けるべき者の受取が確認できる方法による送達。
- 八 前各号に定める方式により送達することができない場合には、公示送達を行い、公示の日より満三月を経過した場合には、送達されたものとみなす。

第二百六十八条 被告が中華人民共和国の領域内に住所を有しない場合には、人民法院は、訴状の副本を被告に送達し、且つ、被告に対し、訴状の副本を受領した後三十日以内に答弁書を提出するよう通知しなければならない。被告が期間の延長を申し立てる場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。

第二百六十九条 中華人民共和国の領域内に住所を有しない当事者は、第一審の人民法院の判決又は裁定に対し不服がある場合には、判決書又は裁定書の送達の日から三十日以内に上訴を提起する権利を有する。被上訴人は、上訴状の副本を受領した後三十日以内に答弁書を提出しなければならない。当事者が法の定める期間において上訴を提起し、又は答弁書を提出することができず、期間の延長を申し立てる場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。

第二百七十条 人民法院が涉外民事事件を審理する期間は、第四百九条及び第七百六条が定める制限を受けない。

## 第二十六章 仲裁

第二百七十一条 涉外経済貿易、運送及び海事において発生した紛争で、当事者が契約に仲裁条項を定め、又は事後に書面による仲裁に付する旨の合意に達し、中華人民共和国の涉外仲裁機構その他の仲裁機構に仲裁を申し立てたものについては、当事者は、人民法院に対し訴えを提起することができない。

2 当事者は、契約に仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁に付する旨の合意に達しない場合には、人民法院に対し訴えを提起することができる。

---

<sup>3</sup> 原文は「分支機構」。——訳注

第二百七十二條 当事者が保全を申し立てた場合には、中華人民共和国の涉外仲裁機構は、当事者の申立てを被申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に提出し、裁定を付さなければならない。

第二百七十三條 中華人民共和国の涉外仲裁機構の判断を得た場合には、当事者は、人民法院に対し訴えを提起することができない。当事者の一方が仲裁判断を履行しない場合には、相手方当事者は、被申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に対し執行を申し立てることができる。

第二百七十四條 中華人民共和国の涉外仲裁機構が下した判断について、被申立人が証拠を提出し、仲裁判断に次に掲げる事由のいずれかに該当することを証明した場合には、人民法院は、合議体を構成し、審査・確認した上、執行を行わない旨を裁定する。

- 一 当事者が契約に仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁に付する旨の合意に達していない場合。
- 二 被申立人が仲裁員の指定若しくは仲裁手続の進行の通知を得ておらず、又は被申立人の責めに帰さないその他の理由により意見を陳述することができなかった場合。
- 三 仲裁廷の構成又は仲裁手続が仲裁規則に適合しなかった場合。
- 四 判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構がこれを仲裁する権限を有しなかった場合。

2 人民法院は、当該判断の執行が社会的公共利益に反すると認定する場合には、執行を行わない旨を裁定する。

第二百七十五條 仲裁判断が人民法院により執行しない旨を裁定された場合には、当事者は、双方が合意に達成した書面による仲裁合意に基づき、改めて仲裁を申し立てることができる。また人民法院に対し訴えを提起することもできる。

## 第二十七章 司法共助

第二百七十六條 中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、人民法院は、外国の裁判所と、文書の送達、証拠の調査・取得その他の訴訟行為の実施を相互に請求し、及び代行することができる。

2 外国の裁判所が共助を請求する事項が中華人民共和国の主権、安全又は社会的公共利益を損なう場合には、人民法院は、これを執行しない。

第二百七十七條 司法共助の請求及び提供は、中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約が定めるルートにより行わなければならない。条約関係がない場合には、外交ルートを通じて行う。



2 中華人民共和国に駐在する外国の大使館又は領事館は、当該国の公民に対し文書を送達し、及び調査して証拠を取得することができる。但し、中華人民共和国の法律に違反してはならず、且つ、強制措置を講じてはならない。

3 前項に定める事由を除き、中華人民共和国の主管機関の許可を得ずに、いかなる外国の機関及び個人も、中華人民共和国の領域内において文書を送達し、又は調査して証拠を取得してはならない。

第二百七十八条 外国の裁判所が人民法院に司法共助の提供を請求する旨の請求書及びその附属書には、中国語の訳文又は国際条約に定めるその他の文字による文書を添付しなければならない。

2 人民法院が外国の裁判所に司法共助の提供を請求する旨の請求書及びその附属書については、当該国の文字による訳文又は国際条約に定めるその他の文字による文書を添付しなければならない。

第二百七十九条 人民法院は、司法共助を提供する場合には、中華人民共和国の法律の定める手続により行う。外国の裁判所が特段の方式の採用を請求する場合には、その請求に係る特段の方式により行うこともできる。但し、採用が請求される特段の方式は、中華人民共和国の法律に違反してはならない。

第二百八十条 人民法院が下した法的効力が生じた判決又は裁定について、被執行人又はその財産が中華人民共和国の領域内に所在しない場合において、当事者が執行を請求するときは、当事者が直接に管轄権を有する外国の裁判所に対し承認及び執行を申し立てることができ、また人民法院は、中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約の規定により、又は互惠の原則に従い、外国の裁判所に承認及び執行を請求することもできる。

2 中華人民共和国の渉外仲裁機構が下した法的効力が生じた仲裁判断について、当事者が執行を請求する場合において、被執行人又はその財産が中華人民共和国の領域内に所在しないときは、当事者が直接に管轄権を有する外国の裁判所に対し承認及び執行を申し立てなければならない。

第二百八十一条 外国の裁判所が下した法的効力が生じた判決又は裁定について、中華人民共和国の人民法院の承認及び執行を必要とする場合には、当事者が直接に中華人民共和国の管轄権を有する中級人民法院に対し承認及び執行を申し立てることができ、また外国の裁判所が当該国と中華人民共和国とが締結し、若しくは参加している国際条約の規定により、又は互惠の原則に従い、人民法院の承認及び執行を請求することもできる。

第二百八十二条 人民法院は、承認及び執行が申し立てられ、又は請求される外国の裁判所が下した法的効力が生じた判決又は裁定について、中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約により、又は互惠の原則に従い審査をした後、中華人民共和国の法律の基本原則又は国の主権、安全若しくは社会公共利益に違反していないと認められるときは、その効力を承認する旨を裁定し、執行する必要がある場合には、執行命令を発し、この法律の

関係規定により執行する。中華人民共和国の法律の基本原則又は国の主権、安全若しくは社会公共利益に違反する場合には、承認及び執行を行わない。

第二百八十三条 国外の仲裁機構の判断について、中華人民共和国の人民法院の承認及び執行を必要とするものは、当事者が直接に被執行人の住所地又はその財産所在地の中級人民法院に申し立てなければならない。人民法院は、中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約により、又は互惠の原則に従い処理しなければならない。

第二百八十四条 この法律は、公布の日から施行する。『中華人民共和国民事訴訟法（試行）』は、同時に廃止する。